

衆議院 第二百四回国会 経済産業委員会 會議録 第十号

令和三年四月二十八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君 佐藤ゆかり君

理事 関 芳弘君 武藤 容治君

理事 山際大志郎君 齊木 武志君

理事 山岡 達丸君 中野 洋昌君

理事 畦元 将吾君 穴見 陽一君

石川 昭政君 上野 宏史君

神山 佐市君 神田 裕君

工藤 彰三君 小林 鷹之君

佐々木 紀君 鈴木 淳司君

武部 新君 辻 清人君

富樫 博之君 西村 明宏君

福田 達夫君 穂坂 泰君

星野 剛士君 三原 朝彦君

宗清 皇一君 八木 哲也君

逢坂 誠二君 落合 貴之君

菅 直人君 松平 浩一君

宮川 伸君 山崎 誠君

高木美智代君 笠井 亮君

美延 映夫君 浅野 哲君

石崎 徹君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官) 安居 徹君

政府参考人
(経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長) 佐藤 悦緒君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 茂木 正君

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

政府参考人
(特許庁長官) 糟谷 敏秀君

政府参考人
(中小企業庁事業環境部長) 飯田 健太君

政府参考人
(原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君

政府参考人
(原子力規制庁原子力規制部長) 市村 知也君

経済産業委員会専門員 宮岡 宏信君

四月二十七日

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二三三号)は本委員会に付託された。

四月二十八日

特殊詐欺及び利殖勧誘詐欺等の抑止のための郵便物受取サービス(いわゆる私設私書箱)の適正化を求めることに関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一三 荒中)(第一二二号)

同月二十六日

飲食店等に対する営業時間短縮の要請に係る協力金の改善を求める意見書(兵庫県議会)(第一八七九号)

営業時間短縮要請の対象となっていない飲食店

及びその取引先への財政支援を求める意見書(札幌市議会)(第一八八〇号)

エネルギー基本計画見直しに関する意見書(福岡県議会)(第一八八二号)

井県教育委員会(第一八八一号)

経済対策の更なる充実等を求める意見書(宮崎県議会)(第一八八三号)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する支援の拡充等を求める意見書(新潟県議会)(第一八八四号)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への更なる支援を求める意見書(岐阜県下呂市議会)(第一八八五号)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食業等への支援を求める意見書(鳥取県議会)(第一八八六号)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援拡充を求める意見書(島根県大田市議会)(第一八八七号)

地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書(福岡県飯塚市議会)(第一八八八号)

中小事業者への経営支援の強化を求める意見書(兵庫県議会)(第一八八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二三三号)

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官佐藤暁君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官山陽二郎君、経済産業省大臣官房審議官矢作友良君、経済産業省大臣官房審議官安居徹君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長松山泰浩君、特許庁長官糟谷敏秀君、中小企業庁事業環境部長飯田健太君、原子力規制庁長官官房審議官金子修一君及び原子力規制庁原子力規制部長市村知也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮川伸君。

○宮川委員 おはようございます。立憲民主党の宮川伸でございます。

冒頭、新型コロナウイルスのインド変異株についてコメントさせていただきま。

インドで今猛威を振るっている変異株であります。この変異株が日本にも入ってきているのではないかと、そして、空港検疫で幾つか見つかったというふう聞いております。このインドの変異株、私は、しっかりとこれを抑えないと、またイギリスの変異株と同じように第五波の要因になるかもしれない、また経済に大きなダメージを与える

るかもしれないと大変な危機感を持っています。

昨日の質疑の中で、大臣の方から、ゲノムシーケンズ解析に関して、今その検査の割合が六・二％というふうに御回答いただきましたが、私はこの数字は余りにも低過ぎるというふうに思っています。それとともに、プロローブを作って、PCR検査等のもっと簡便なやり方で早期に発見するということも可能だと思えます。技術開発の部分や製造の部分に関しては経済産業省もかなり力を入れられるところがあると思いますので、是非大臣、企業、事業者を守っていくために、このインドの変異株がまた蔓延しないように努力をしていただければと思います。

それでは、今日は電力システム改革に関して御質問をいたします。

電力システム改革の三本目の柱である発送電分離が四月一日からスタートしまして、総仕上げの段階にきたわけでありますが、電力の安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、そして需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大、こういったものをやっていくと決めていたわけですが、最大限努力をしていただければというふうに思います。

そういった中で、昨年、容量市場の初めてのオークションが実施されました。この容量市場については、昨年の当委員会で大臣と少し議論をさせていただきましたが、私は、この容量市場が、これはオークションの前に議論したんですけれども、古い石炭火力や原発を温存させるような制度にはなっていないか、そういう形にならないかという懸念の下で議論をさせていただいたんですが、少し前になりましたが、結果がもう出ておりますので、今日はちょっと検証も含めて質問をしていきたいというふうに思います。

では早速一問目ですが、昨年のオークションの約定総額は幾らで、これは誰が払うことになっているのか、御答弁いただけますでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

容量市場は、全ての電気事業者が会員となっております。電力広域的運営推進機関が主催するオークションでございます。広域機関が全国で四年後に必要とされる供給力の容量等を定めた上で、発電事業者等が、電源ごとに、四年後に稼働できる容量と必要な価格を決めて応札する仕組みとなっております。

お尋ねの、昨年七月のオークションの結果の約定総額でございますけれども、一兆五千九百八十七億円となっております。

この約定総額に対する支払いでございますけれども、この仕組み自体が、自由化の中で、四年後の電力供給力を確保するための制度でございます。ゆえに、この供給力の確保義務を負っております。小売電気事業者及び一般送配電事業者が支払うこととなっております。

○宮川委員 今大臣お聞きのとおり、一兆六千億円近いお金ですが、これは小売がという話ですが、これも、実際には、国民に支払いとして来るかもしれないわけですが、これがどのぐらい国民負担になるのかというところは、ちょっとなかなか、事前に議論しても、私もまだちょっと理解ができていないんですけれども、いずれにしても、電力システム改革の中で小売の自由化を始めていく中で、小売事業者なのか、あるいは国民に、消費者に対してこの一兆六千億円がかかってくるということとをまず御認識をいただければというふうに思います。

その上で、百万キロワットの古い石炭火力の今回のオークションでの収入は大体幾らぐらいになるのでしょうか。お答えください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたのは、オークションの約定総額でございます。そのオークションの結果の約定価格自体は、一キロワット当たり約一万四千円となっております。

古い火力というお話でございますので、二〇一〇年以前に建設された発電設備等、これが全体の約八割を占めるわけでございますけれども、これにつきましては、小売事業者の負担の激変緩和措置という位置づけで、落札価格の約四割、四二％を減額して支払う仕組みとしてございます。

このため、二〇一〇年以前に建設された石炭火力発電に支払われる価格でございますけれども、一キロワット当たり約八千二百円、百万キロワットの場合は約八十二億円となると認識してございます。

○宮川委員 ありがとうございます。

そうしたら、次に、古い百万キロワット規模の石炭火力の年間の維持費というのは幾らぐらいかかるんでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

プラントごとにまちまちでございますので、正確なことはなかなか御答弁しにくいところでございますが、二〇一五年に資源エネルギー庁の審議会で行いました発電コスト検証の中の数字を用いて御説明申し上げますと、モデルプラントとして八十万キロワットの石炭火力の年間維持費を八十億円としていたところでございます。

御指摘の、百万キロワットの石炭火力の年間維持費について、これはキロワット当たりの費用が一定だと仮定した場合でございますが、約百億円となるものと認識してございます。

○宮川委員 ちょっと、事前のレクよりも大分値段が上がっているんですが、私がいろいろな方から聞いている範囲では、そこまで、ちょっとまた後で、この百億円、本当にそうなのかというのをお伺いしたいと思うんですが。

私が最初に聞いていたのは、四十六億円という数字を聞いていたんですけれども、私の認識で、もう一度ちょっと質問したいんですが、今回のオークションは上限価格に張りついています。今回のオークションで古い石炭火力というのはプラスになっているのかマイナスになっているのか、どういう認識なんですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

今、御質問の趣旨をちょっとつかみかねたところなのでございますけれども、約定価格自体は上限に張りついております。今回は、それにぶち当たっておりますので、上限の約一万四千円に

なっております。

それで、古い火力について言いますと、そのうち四割減額をしておりますので、それに相応した形の価格に下がっております。

先ほどちょっと御懸念を提起いただきましたので、コスト検証との数字の見合ひでございますけれども、事前の御説明の中で維持費四十六億円という話も申し上げたかと認識してございます。そのことの差異でございますが、八十万キロワットの石炭火力の運転維持費の四十年の総額一千八百四十億円ということで、二〇一五年のコスト検証資料で出しておりますが、これは、支出を四十年間で一定、その上で、割引率を三％として設定していた場合の現在の価値の総額でございます。これを引き直してまいりますと、一年当たりの支出が八十億円、百万キロワットに換算すると百億円と、先ほど申し上げた数字になるものでございます。

○宮川委員 もう一度ですが、ちょっとこれは分かりにくくて、国民が分かるようにしていただきたいんですけれども。一兆六千億円というかなりの大きなお金が動いているわけですから。

それで、元々容量市場というのは、石炭火力の維持費を賄うということで、では、その上にプラスアルファでどれだけのお金がかかってきているのかという、あるいはこの維持費が賄えないぐらいの結果だったのかというの、やはり見なきゃいけないことだと思っております。

ですから、もう一度、今回、上限価格に張りついて、一般的には物すごく高い価格で約定したというふう言われておりますが、古い石炭火力に関しては、この年間維持費を回収できなかったのか、あるいは余計に市場からお金が取れているのか、どのように認識されているんでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

今回の容量市場という仕組み、その場合のオークションについての考え方からちょっと御説明した方がよろしいかと思っておりますけれども、これはオークションでございますので、売手と買手がご

ざいます。といいますか、売り出されているものについて、一定の容量、供給力が確保されるまでに、安い電源からどんどん積み上げたときに、最終的にどの電源まで確保した場合にその約定する交点が実現できるかということになってまいります。ですので、その供給量ということに至るまでの電源については必要な金額が満たされていることに、通常ならなるはずでございます。

一方で、過去の電源、十年より前の電源については、減額措置を取ってございます。四割減額をした場合に、もちろん、これは逆数入札でより多く入れることができるという設定にはなっておりますが、その分、割り引かれたことになってまいりますので、個々の案件ごとによって申し上げますと、実質といえますか、コストベースについて、プラスアルファが多く出る設備とそうでない設備というのは個々まちまちになっているというふうに認識してございます。

基本的には、全体の容量を維持していただくための制度でございますので、それ相応な対価として支払えるような価格の設定になっているものというふうに認識してございます。

○宮川委員 大臣、私は、今の答弁は正確じゃないというふうに思っています。もっとしっかりと内容を検証して、本当に取り過ぎていないのか、市場、あるいは、これから顧客の方々にも、消費者の方にも負担が来るかもしれないわけで、取り過ぎていないのか、あるいは足りなかったのか、今の答弁だと分からないわけですね。ですから、もっとちゃんと検証をして、取り過ぎているかどうか。これが基になって、次の、今年もまたあるわけですが、次のオークションにつながっていくわけだと思えます。

ちょっと資料の一通りのを御覧いただければと思うんですけども、これが容量市場の幾らで約定するかという図で、委員の皆さんもよく御存じだと思いますが、今回はこのAと書いてある上限価格に張りついたわけでありまして。

ただ、本来は、このBと書いてある斜めのところ

のどこかで約定する方が設計的にはいいというふうに私は理解をしているわけですが、ここのうまく落ちなくて、上限にぼんと行ったわけですね。ですから、私も専門家じゃないのはつきりしたことが言えないわけですが、一般的には、通常ならこのBのところで約定しなきゃいけないのが、上限価格に張りついたので、かなり多く市場からお金が集まったんじゃないかというふうに言われているわけです。

それで、今回、今、答弁では、そこが必ずしも多過ぎたわけではない、会社によって凸凹があるから適当だったというふうに、今、答弁では聞かえているんですけども、大臣はどういう認識でいらっしゃいますか。

○梶山国務大臣 発電施設ごとによって償却の間も異なればということ、また、コストというものも変わってくると思っております。そういったものをならしてどうしていくかということだと思いますし、四年後の電力需要をいかにして賄うかということも含めて、そういった総合的な観点からこの市場の形成というものをしていかなければならないと思っておりますので、今、審議会で検討していただいていますけれども、そういった中では、できるだけ細かい資料を出して、電源別のもも含めて検討していただくことが重要だと思っております。

ただ、一つ一つ、これが合っているか、これが合っていないかということまで精査をするかどうかということに関しては、まだ、事務方に今確認をさせていきたいと思っております。

○宮川委員 菅総理が四六%削減と言う二〇三〇年、これも非常にアグレッシブというか、簡単な数字じゃないと思うんです。

そういう中で、私が懸念をしているのは、私は、容量市場で、例えば古い石炭火力、これは減価償却費に関しては既に払い終わっているというものがたくさんあるわけですが、それが今回の容量市場でかなり収益を上げているんじゃないかというような予想をしているんですね。だから、それ

が本当にそうなのかということ調べて、報告というか発表していただきたいわけですが、でも、そういう形になっていると、古い石炭火力は持っているだけでどんどんもうかるわけですから、この容量市場で。そうしたら、中止に、やめるとこの話にならないですよ。

二〇三〇年のマイナス四六%ですか、これ、本当に達成できるんですか、この制度で、大臣。

○梶山国務大臣 非効率な石炭火力についてはフェードアウトするという宣言をしております。

そういった中で、十年を超えたものの、減価償却を終えたものという考え方もよろしいかと思えますけれども、これは四十数%減額をした上でこの容量市場でも計算をしていくということでありまして、フェードアウトする仕組みというものをして、しっかりとここに入れていかなければならないと私も思っております。

○宮川委員 大臣、もう一度ですが、前回も四二%減なんですけど、それで八十億円近いものが、一つの古い石炭火力に今回の容量市場で落ちているんです。この八十億円近いお金が本当に適当なお金だったのかどうか、是非、経済産業省で検証していただきたいというふうに思います。

○梶山国務大臣 今委員からもありましたので、私もそれは検証してみたいと思っております。償却期間が終わったものが全て利益が出るか、分岐点を越えて利益が出るかという、やはりメンテナンスに非常に費用がかかるものもあるということも承知しておりますし、そういった面も含めて個々に違いが出てくるものだと思っております。

○宮川委員 ありがとうございます。またちょっと、その結果を聞いて更に議論させていただければと思います。

次に、一月のスポット市場の高騰の問題についてお伺いします。

図の二というのを、これも委員の皆さんよく御存じの絵だと思えますが、十二月、一月にスポット市場が高騰したということですが、これ

はなぜ長期にわたって価格が高騰したというふうに考えられているか、お答えいただけますでしょうか。

○佐藤(悦)政府参考人 お答え申し上げます。

この冬のスポット市場における価格高騰に際し、電力・ガス監視等委員会において、従来の監視に加え、旧一般電気事業者及びJERAに対して、梶山大臣の御指示の下、報告徴収命令をかけ、有識者によるヒアリングを実施するなど、徹底的な調査を進めてまいりました。

その結果、今般のスポット市場価格の高騰の要因は、実質的な売り入札の減少による売り切れ状態が継続して発生する中で、多額のインバランス料金の支払いを回避すべく高値の入札が行われたことにより、スパイラル的に買い入札価格が上昇したものであったと認識しております。

また、この売り入札減少の要因は、十二月中旬から一月初めにかけては主にLNG燃料制約等の発電機の出力制約等の増加によるもの、また、一月初めから中旬頃にかけては主に厳しい寒さによる需要の増加によるものと承知しております。長期的な価格高騰は、こうした複数の要因が重なることによつて発生したと考えております。

○宮川委員 このようなことは日本だけでなく、いろいろなところがあると思いますが、こういった長期にわたって、一か月以上にわたってこういった高騰が起こるというようなことは、海外では起こっているんでしょうか。

○佐藤(悦)政府参考人 お答え申し上げます。

最近の例といたしましては、今年の二月、米国テキサス州において、寒波の影響等を背景に、最大約四百万世帯で五日間にわたる計画停電が実施され、前日市場で一キロワット当たり最大約九百五十円を記録する価格高騰が約一週間継続した事例があると承知しております。また、二〇一四年には、米国北東部の卸売電力市場におきまして、一月から二月にかけて、一キロワット当たり最大約二百円を記録する価格高騰が約十日間継続した事例があったことも承知しております。

こうした事例に比べると、我が国におけるこの冬のスポット市場における価格高騰は約三週間にわたり継続しており、期間の長さで見れば、海外の事例はないものと承知しております。

○宮川委員 今、前例はないということでありますが、ですから、これは特別なケースだったのではないかとこのことであります。

新電力が今年一月に支払った額、そして昨年の十一月、ちよつとこれは比較で、額を教えていただけですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

今回の逼迫における市場高騰によって、業界によつてのプラスマイナスが出ております。

まず、今御質問いただきました小売の中でのいいますと、新電力小売が十一月の段階で支払いが五百億円、これが今年の一月では五千五百九十億円と非常に多く拡大しております。

一方で、加えて申し上げますと、独立系の発電事業者のサイドは、三百億円の収入が四千九百六十億円に、非常に大きく上昇してございます。

○宮川委員 大臣、去年五百億円だった支払いが五千五百九十億円の支払いになっていて、十倍、新電力さんたちは支払いが多くなっているわけです。これはとつともない金額だと思ふんですが、これが、新電力さんが独自でかぶるのか、あるいは消費者に回るとかということですか。

これは前にこの委員会でも何人かおっしゃっていましたが、こういう中でエフパワーさんが経営破綻をしたということでもあります。問題は、これが、市場原理に基づいて起こったからもう仕方ないんだということなのか、あるいは、この市場の設計自体が何か不備があったのかということでもあります。これは、先ほどの理由で売り入れが入り込んでしまったからこういうことが起こったわけですが、これも、これは本当に売り入れでできなかったのか、それほど電氣的に危機的な状況だったのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○佐藤(悦)政府参考人 お答え申し上げます。先ほど御答弁させていただきましたが、旧一般

電気事業者のスポット市場における入札行動につきまして、当委員会でも徹底的に調査分析を行い、公正取引委員会もオブザーバーとして参加する審議会でも有識者に御議論いただきました。

その結果、先ほど申し上げましたが、長期にわたって売り入札量が低位で推移した理由は、燃料不足の懸念等による供給力の減少と寒波による需要の増加等によって、需給がタイトな状況が継続したことによって引き起こされたものと考えられ、相場を変動させることを目的とした売惜しみ等の問題となる行為は確認されなかったというふうに御議論いただいたところでございます。

○宮川委員 なかなかこれは専門的な話で、私も少ない時間の中で一生懸命勉強したんですが、よく分からないんです。ですから、これももうちよつと国民に分かるように説明をしていただきたいんですが。

例えば、三というお手元の資料を御覧いただきたいです。赤丸で私が示しましたが、例えば、一月七日のものに関して、これは関西電力ですけれども、関西電力の供給能力としては四百二十二ギガワットアワー、この能力を持っていた。実際にその日の自社小売需要は、予想していたものは三百八十六ギガワットアワーだったわけですね。実際に需要がどれだけあったかというと、三百五十一ギガワットアワーで、予想していたものより少なかったということなんです。この日は市場に関西電力は入れていないんですね。

ですから、全然電気がなくて入れられていないというようにこれだと見えないんですが、この差の三十五ギガワットアワーというのはどうなつてしまったんでしょうか。

○佐藤(悦)政府参考人 お答え申し上げます。

まず、全体の話でございしますが、今御指摘いただきました一月七日も含めまして、関西電力を含む旧一般電気事業者の自社需要の見積りの妥当性については、一月七日を含めて、十二月から一月の全ての日の全てのこまについて各社からデータの提出を受け、需要の予測とその実績の差につい

て確認を実施いたしました。それで、その結果を公表するとともに、乖離の特に大きい日につきましては、これが生じた理由について、公正取引委員会もオブザーバーとして参加する有識者による会議においてヒアリングを実施いたしました。

その結果、今御指摘いただきました一月七日以上乖離の大きかった特定日、関西電力につきましては一月二十日なんですが、その日について、どうして乖離が大きかったかというのをヒアリングをさせていただきました。その結果、最新の気象予報に加えて、近日の気象類似日や事前の顧客への休業調査等から需要計画を策定しておりまして、意図的にこれを過大にするといった行為は確認をされなかったところでございます。

○宮川委員 私の質問は、予想して準備していたものよりも実際に使ったものは三十少なくて、三十五ギガワットアワーのエネルギーが余っているというふうな素人の私は思ふんですが、この三十五ギガワットアワーはどこに行つてしまったんですか。

○佐藤(悦)政府参考人 お答え申し上げます。

二つ答え方があると思うんですが、一つは、待機をさせていまして、実際にはそこにあるフルまで使わなかったということでございます。あともう一つお答えするのは、お金の流れということでございしますが、今委員御指摘のような場合は、それは、B G部門におきまして余剰インバランスが出るといふことになります。その結果といたしまして、この日になりますと、関西電力の発電及び小売部門の余剰インバランスで収入になるといふことというふうな承知しております。

○宮川委員 これは本当に、昨日いろいろ聞いていたんですけれども、ちよつとここまでの御回答はいただけていなかったもので、今、私も、そうなのかと思つたんですが、今の御回答では、フルには使わなかった。フルに使っていないんだつたら、その分、何で市場に入れられないのか。いろいろ理由があるのかもしれないんですが、だけれども、かつかつでどうしようもなく市場に入れら

れなかったのではないということだと思ふんです。もう一つは、余剰インバランスに使ったのではないかと。これは関西電力のプラスになっているんですよ。もうけになっているわけですから。

先ほど言ったように、新電力さんが通常五百億円のところを五千五百億円もの支払いをかぶるような状況の中で、それは関西電力さんが市場に入れたから起こったわけですね、だけれども関西電力さんはもうけているという今答弁だと思ふんですが、それで正しいですか。

○佐藤(悦)政府参考人 お答え申し上げます。

特定日について申し上げます。全体で見ますと、旧一般電気事業者の余剰インバランス自体は、一月に九百三十四ギガワットアワーで、十二月が九百四十七ギガワットアワーで、むしろ減つておりますので、全体として一般電気事業者のB Gが非常に余剰インバランスが大きくなったという事実はございません。

あと、もう一つ申し上げなきゃいけないことは、先ほど申し上げましたように、有識者の会合で、一般電気事業者が意図的にこの需要見込みと実績の乖離をつくっているわけではないというの

は確認されておりますので。結果としましては、その一日、これまで見ては余剰インバランスが出るところはあると思ひますが、全体として見れば、その前の月と比べて急に大きくなつているとか、そういった事実はございません。

○宮川委員 私は、別に違反があったとかということではなくて、市場設計が悪い可能性がないかという視点で議論をしているわけですが、ちよつとこれは複雑で分からないんですよ。最初の答弁とだんだん変わってきているなど大臣も思われていると思いますが、もつとしっかり国民に分かるように説明をしていただきたいと思ひます。

ちよつと時間がなくなつてきているので、この間、関西電力、原子力発電所はどういうふうな状

況だったでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

この期間、二〇二〇年十二月十五日から二〇二一年一月十六日までの間、需給逼迫の期間でございますが、関西電力の再稼働済みの原子力発電所、高浜三、四号機、大飯三、四号機の計四基、いずれも定期検査中でございまして、稼働していた原子力発電所はなかったというふうに認識してございます。

○宮川委員 全部動いていなかった。そのうち、私が聞いているのは、二基は十一月に再稼働予定だったんだけど、再稼働しなかったというところでよろしいでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、この定期検査の中で、高浜三、四号機におきましては蒸気発生器の伝熱管に減肉が発見されまして、また、大飯三号機では加圧器スプレー配管に亀裂が発見されております。

このため、規制委員会に報告の上で、安全対策に万全を期すために、原因の分析及び必要な対策を実施しております。その結果、当初の予定より長期の定期検査となり、その時期には動いていなかったというふうに認識してございます。

○宮川委員 先ほどの売り入札が入れなかった理由として、LNGのことをおっしゃっていましたが、一つ懸念として、この十一月に再稼働する予定だった原子力発電所が再稼働しなかったことで、以前からLNGの予定を立てなきゃいけないけれども、これが間に合わなかった、それで、LNGが、二基の原発が動かない分だけのものを入れられなくて、それで余計に使うような形になって困ったんじゃないかというような話を聞いているんですが、そのような事実はあるんでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

この見積りの中で、今回、燃料の在庫、LNGの在庫という問題が非常に大きな懸念点、課題だというふうに我々も認識してございます。その中では、当然、関西電力としましては、供給力として、十一月再稼働を含めて、稼働予定の発電所が動いている前提で計画も組んでいるでしようし、それに必要な燃料というのを準備していたと思います。

他方、これも関西電力のみならず、様々な石炭火力のトラブルによって西日本全体の供給力が足りなかったということが基本的な原因でございまして、今や、広域での調整を行うという仕組みの中で、関西電力のエリア内だけの供給力ということで議論できるかどうかということについては慎重に検討しなきゃいけないと思っております。

○宮川委員 今のおりに、ちゃんと検証ができていないと思います。そういう懸念点がありますので、そういった、我々は原発ゼロを目指していますが、原発が足を引く張って、それでLNGの供給が足りなくなつて、それによって売り入札が下がって、新電力さんが十倍以上のお金を払わなきゃいけないような事実がないかどうかということをしつかり検証していただきたいと思います。

○梶山国務大臣 LNGも、発注だけでなく、やはりアジアで需要が急拡大しているという現実もございまして。そういった中で、逼迫。そして、更に複合的な要因があったと思えます。一つ二つじゃなくて、私は三つ四つ複合的な要因があったと思っております。

さらにまた、高値が出るのは市場ですから仕方ないとしても、それが続くということがやはり異常ということでもありますので、その原因も含めて、市場はどうあるべきかということをしつかりと透明性を持ちながら調査をし、また公表もしてまいりたいと思っております。

○宮川委員 続きはまた次回の委員会で行いたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 どうも、立憲民主党の逢坂誠二でございます。

大臣、今日もお世話になります。よろしくお願

いします。

今日は、主に大間原発についてやらせていただきました。ありがとうございます。

確認ですけれども、使用済核燃料を再処理してMOX燃料をつくる、それでその燃料をもう一回使うという核燃料サイクル、この推進姿勢は今も変わらず持ち続けているということでしょうか。確認です。

○梶山国務大臣 結論から申しますと、同じいうことであります。

資源に乏しい我が国が、安定的かつ安価な電気の供給や気候変動問題への対応などを考えれば、原子力は、安全確保を大前提とした上で、欠かすことができないものと考えております。

原子力発電を利用する以上、使用済燃料が発生するという、現実には、原子力発電を半世紀以上続けてきた結果、全国の使用済燃料は約一・九万トンということで、使用済みを含めた容量の約八割を今占めているところであります。今後も安定的かつ継続的に原発を利用するためには、使用済燃料対策は待たなしの課題であります。

さらにまた、使用済燃料については、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度低減、資源の有効利用のメリットがあることから、我が国は使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としております。

○逢坂委員 ありがとうございます。

私は、今の大臣の説明に一々反論を全部持つておりますので、これは後ほどまたやらせていただきます。使用済MOX燃料をどうするかという点については、全く今の段階で答えがないんですね。使用済核燃料があるから再処理するんだと。では、使用済MOX燃料が出た場合どうするんだというところについては何の答えもないわけですね、現時点では。だから、それはこれまでの五十年と同じことを繰り返すというふうに私は思っておりますので、この点はまたい

ずれやらせていただきます。

では、大間について伺います。

まず、政府参考人にお伺いしますけれども、一九九九年八月、大間原発が電源開発基本計画へ組み入れられたわけでありまして、この時点で自治体からの同意というのは法的な要件になっていたのかどうか、事実を教えてください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の電源開発基本計画は、二〇〇三年に廃止された電源開発促進法三条に基づくものと承知しておりますけれども、その組入れに当たりましては、特定の自治体からの同意というものは法的要件とはなっていないものと承知してございます。

○逢坂委員 法的要件となっていない。それで、次に、二〇〇八年四月にこの大間の原子炉設置が許可されたわけですが、この時点で自治体からの同意というのは法的要件になっていたのでしょうか。事実関係を伺います。

○市村政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、大間原子力発電所、二〇〇八年四月に経済産業大臣によって原子炉等規制法による原子炉設置許可がなされてございます。この当時、自治体の同意というのは法的要件にはなっていないと承知してございます。

○逢坂委員 では、今お答えいただいた両方の政府参考人にお伺いすることは、自治体との関係はどうであつたのか。自治体からはどのような方法で同意なり承認なり理解なりを得たのか。あるいは、自治体と相談をしているとすれば、同意を得た範囲というのはどこなのか。同意ではないのか、理解なのかどうか分かりませんけれども、その辺りのプロセスというのはどういう状況だったのか説明いただけますか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

電源開発基本計画の組入れに当たりましては、この大間原発についてでございますけれども、当

時の電源開発法第十一条に基づきまして、一九九九年六月に立地県であります青森県知事への意見聴取を行い、同年七月に青森県知事から計画への組入れに関して異議ない旨の意見が提出されたというところと承知しております。

○市村政府参考人 私からは原子炉等規制法の手続の範囲内でお答え申し上げますけれども、原子炉等規制法においては、先ほど設置許可の話を申し上げましたけれども、それ以外の手続についても自治体の同意というのは法的要件ではなかったということと承知しております。

○逢坂委員 要するに、私、今、日本の原子力発電所の立地のプロセスをある程度丁寧に見させていただいているんですが、法的に実は自治体からきちんと同意を得るということは位置づけられていないんですね。これは非常に曖昧なんです。それで、特に炉の設置許可に当たっては、これは全く自治体から聞くというルールはなかった。

それで、電源開発基本計画の組入れに当たっては知事の意見を聞くということにはなっているけれども、当該立地の自治体からは直接聞くというルールにはなっていないんですね。私は、これは非常に曖昧な中で、いろいろなプロセスがあったことは私も承知しておりますけれども、立地が決められているなということを指摘せざるを得ないんですね。

そこで、ちょっと質問の順番を変えますけれども、この大間原発に関して、二〇〇八年四月の原子炉設置許可に至る過程、原子力発電所を造りますよというようなことを決めて最終的に原子炉の設置許可が出るわけですが、その過程の中で、原子炉設置許可以外の手続も含めて、立地自治体からの意見の同意というのは法的要件では全くなかったということでしょうか、ほかに手続も含めて。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。先ほど御答弁申し上げた電源開発基本計画の話を一旦おいておきますと、当省の認識する限りで申し上げまして、原子力発電所の設置についての

要件等を定める原子炉規制法を含めて、この原子炉設置許可に至る過程の中で、二〇〇八年四月の時点において自治体の同意は設置の法的要件となっていないものというふうに承知しております。

○逢坂委員 改めて、プロセスの中で自治体からの同意というのは全く要件になっていないということなんです。ただ、これほど重要な施設を設置するのに要件になっていなかったというのは、私は驚くほかはないなというふうに思っております。

そこで、大臣にお伺いしますけれども、大間原発に関してですが、これについて、新規制基準、今、適合申請中でありましてけれども、これに適合すれば新規稼働させるという方針には変わりはないでしょうか。

○梶山国務大臣 原子力発電所につきましては、大間原子力発電所を含めてどの発電所も、いかなる事情より安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会が科学的、技術的に審査をし、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた場合のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら運転を進めるのが政府の方針であります。

もちろん、原子力発電所の運転を進めるに当たっては、地元の御理解に向けて、事業者自らがしっかりと地域に向き合って信頼を築いていくことが必要であります。国も前面に立ち、エネルギー政策における原子力の意義を含め、丁寧な説明を尽くしてまいります。避難計画につきましても、政府を挙げて策定を支援し、具体化、充実化に取り組んでいくというのが現在の方針であります。

○逢坂委員 今の大臣の答弁の中で、地元の理解という話がありました。あるいは過去の政府の質問主意書に対する答弁でも、稼働に当たっては立地自治体など関係者の理解と協力を得るというふうに政府は答弁しているわけですが、この場合の、大臣が今おっしゃった地元の理解、地元、立

地自治体などというのは、どの範囲を指しているのでしょうか。これは特に大間に関して私今聞いていますので、もし可能であれば、大間について言っていただければ。

○梶山国務大臣 まず、一般論からですけれども、地元自治体の同意や理解は法令上、再稼働の要件となっていないというのは、今のお話の中で御存じのとおりであります。

また、理解を得る範囲や方法については、各地域の事情が様々であるために、国が法令等によって一方的、一律に決めるのではなくて、各地域の方々とよく御相談しながら対応することとしております。

まず、事業者が、自らがしっかりと地域に向き合い、信頼を重ねていくことが最も重要であると思っております。事業者が真摯に努力を続け、地域との信頼関係を築いていくべきと考えております。

その上で、政府としても、引き続き、立地自治体のみならず周辺自治体も含めて、理解活動を丁寧に進めることが重要と考えております。エネルギー政策における原子力の意義を含め、丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるように取り組んでまいりますけれども、周辺自治体というのは、やはり個別の事情によるものもあると思いますので、そういった中で判断がされるものと思っております。

○逢坂委員 では、今大臣がおっしゃる立地自治体というのは、立地自治体と周辺自治体という言葉を使われましたが、立地自治体というのは、まさに原子力のプラントが存在している、その住所地の自治体、そういう理解でよろしいですか。

○梶山国務大臣 まずは、そのプラントが所在する自治体ということでありまして。それに加えて、周辺自治体についてはそれぞれの事情があるということ、それそれぞれの原子力発電所において考えていくことだと思っております。

○逢坂委員 では、ちょっと具体例でお話しさせていただきますけれども、大間原子力発電所の場

合、まさに青森県大間町がその立地自治体になるわけですが、大臣の言うところの周辺自治体あるいは周辺都道府県として、北海道は入るのかどうか。北海道が入るとすれば、その中で函館市は入るのかどうか。函館はUPZ、三十キロ圏内に入っておりますけれども、これはいかがでしょうか。

○梶山国務大臣 まずは、先ほど申しましたように、その立地自治体ということになりますけれども、避難計画の中で五十キロ圏内、三十キロ圏内というものも、その地域の事情によって、そういったものは入るか入らないかということを決めていくということだと思います。

○逢坂委員 地域の事情によって入るか入らないかを決めていくべきだと。

○梶山国務大臣 今、大間のお話があったわけでありましてけれども、北海道の函館市も含めて、周辺自治体についても、御意向を踏まえて、要請に応じて説明を行うなど、丁寧な対応を行うことが必要だと思っております。まずは、丁寧な対応ということ、説明をしていくということが重要だと思っておりますし、いろいろな事例があると思いますけれども、それも含めて、その後、事業者との様々な関わりが出てくるものだと思っております。

○逢坂委員 今、周辺自治体の中に、具体的に函館も含めてという答弁がございましたけれども、そうなりますと、当然、都道府県としては、北海道知事とも話し合う案件になるという理解でよろしいのでしょうか。

○梶山国務大臣 函館市は北海道でありますから、その説明の必要性はあると思います。

○逢坂委員 ありがとうございます。それでは次に、この再稼働あるいは稼働について、立地自治体の理解という言葉を繰り返し使われているわけですね。この理解というのは一体どういうことなのか。私は、立地自治体が、いわゆる平たい、国民の

一般的な言葉で言う同意という言葉を使うわけですが、同意と理解というのは違いがあるんじゃないか。そこはいかがですか。

○梶山国務大臣 理解とは、エネルギー政策における原子力の意義であるとか、また、原子力発電所の再稼働の必要性等について把握をし、認識を深めていただくという意味であると思っております。

同意や了解といった法令上の行為を意味するものではないと思っております。

○逢坂委員 法令上の同意ではない。もちろん、それはそうですね。法的要件になっていないし、法律に規定もないですから、それは、何々に基づいて同意をするということではないとは思っています。

今の話からすると、自治体としては同意はしていないけれども理解は得られたというケースはあり得るんですか。

○梶山国務大臣 自治体の同意は、先ほど申しましたように、法令上、再稼働の要件となっておりません。そのため、原子力発電所の稼働に当たっては、立地自治体関係者の理解と協力を得ながら進めることとしております。

政府としては、引き続き、立地自治体のみならず周辺自治体も含めて理解活動を丁寧に進めることが重要と考えており、エネルギー政策における原子力の意義を含め丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるように取り組んでいく必要があると思っております。

地元自治体の同意というのは、法令上は再稼働の要件となっておりませんが、事業者においては、立地自治体と任意に締結している安全協定に基づき事前の了解等の手続を経ることと認識をしております。

○逢坂委員 事業者は安全手続で自治体の同意を得ることは、それはルール上あることは私も承知しているんですが、あれは、でも、よく読みますと、同意が得られていなくても申請できるんですよね。様式の中に、同意が得られていない場合は

そのことを書くということも書いてあるものですから。だから、必ずしも同意が要件になっているものではないと思うんですが。

ただ、法令上、法的に要件にはなっていないというところですが、一般の日本語として同意という言葉は使うと思うんですね。法令上、何条に基づいて同意をしたという行為ではないにしても、例えば、同意というのは、私の手元の国語辞書によれば、他者の行為について賛成ないし是認の意思を表示すること、これは一般的な日本語の意味ですわね。

要するに、こういう言葉は要らないということなんです。理解ということ。いかがですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。これはもう言葉の解釈で、なかなか難しいところだと思えますけれども、委員お示しいただきました同意ということも、恐らく、その法令の中で、それぞれ求められている要件、その充足すべきこと、手続というのも異なってくると思えます。

今、先ほど大臣から御答弁申し上げましたけれども、関係者の方々の御理解を得て、御理解なしにはなかなか進んでいけないという中には、その地域の実情実情に依拠して、それによって距離及び事情による範囲、程度も違ってくるかと思っております。その中で、具体的な発電所が運転していかどうかということについての御理解を得る必要があると考えてございます。

○逢坂委員 実際にその発電所が運転してよいかの御理解を得る必要があると。そうすると、一般市民からしてみると、それは同意したかどうかということになるのではないかと私は思うんですが、これは後でもう一回精査をさせていただきたいと思えます。

それでは、次にお伺いします。事実関係だけ教えてください。政府参考人にお伺いします。大間原発から半径八キロないし十キロ圏内に位置する自治体、それから、大間原発から半径十キ

ロから三十キロ圏内に位置する自治体、それはそれぞれどこか、お示しいただけますか。

○佐藤、曉政府参考人 お答えいたします。大間原子力発電所から半径八から十キロメートルの範囲に含まれる自治体は、大間町、風間浦村、佐井村、むつ市の四自治体、また、半径十から三十キロメートルの範囲では、函館市になります。

○逢坂委員 それでは、佐藤参考人に聞けばいいんじゃないですか、この半径十から三十キロ圏内に位置する自治体、函館市、これが、今回、二〇一三年以降、新規に避難計画を作成する可能性の高い、UPZ内に位置する自治体という理解でよろしいでしょうか。

○佐藤、曉政府参考人 お答えいたします。御指摘のとおりでございます。十キロから三十キロ圏内の自治体である函館市につきましては、現行の原子力災害対策指針により追加の対象となりましたけれども、ただ、私、先ほど答弁申し上げた、残りも含めた五つの自治体が新規に避難計画を作成する関係自治体と考えており、しかるべき時期にこれらの自治体などと相談してまいりたいと思っております。

○逢坂委員 さて、そこでなんですが、二〇一三年以降、新規に避難計画を作成しなければならぬ義務が生じた自治体から、原子力発電所の立地について同意を得ているのか、あるいは、その立地に関して意見を聞くといったような法的な規定はあるのかないのか、この辺り、佐藤参考人でしうか、いかがですか。これは違うのかな、誰かな。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

この、避難計画については佐藤参考人からお話しした方がよろしいのかもしれませんが、避難計画は、災害対策法の下で、原子力災害対策指針の策定の中でも定めるものでございますし、いずれにしろ、災害に対する対応ということ、地元の安全ということで必ず作っていくというお話でございます。原子力発電所の設置とい

うことについての要件等を定めている原子炉等規制法において、自治体の同意や意見聴取等は設置の法的要件とはなっていない。この点については、委員御指摘の原子力災害対策特別措置法の改正による、二〇一三年三月の前後によって変わっているものではないというふうに認識してございます。

○逢坂委員 これは政府参考人に改めてお伺いするんですが、立地のときは法的要件ではなかったけれども、都道府県からも話を聞いて、立地については、一定の理解を得た上で立地を決めているわけですね。電源開発計画にも入れているわけですね。

ところが、今回、この避難計画を作成する義務の範囲が広がった。これは、法律で義務の範囲が広がったから、自動的に、さあ、作ってくださいという性質のものでしょうか。私にはそうは思われないんです。法的な範囲が広がって新たな義務が生ずるのであれば、原子力発電所の立地についても是非か、どう思うかというのは意見を聞かなきゃならないんじゃないでしょうか。これを聞かない理由というのは、政府参考人、この辺り、どう考えますか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員が冒頭からいろいろ御指摘いただいておられます電源開発計画、これは、昔と今でちよつと、位置づけといえますか、法の根拠は違っておりますけれども、いずれも、電源開発をしていく、これは原子力のみならず、水力、地熱も含めて、この手続の円滑化をしつかりしていくということの観点から定めている地点の指定のお話でございます。

その際に、先ほど、市町村はないというお話ございましたけれども、当然のことながら、市町村に対するいろいろな手続面を含めた総合調整機能も担っている都道府県に対して意見を聞いて、このプロセスに乗っけていけるかどうかということについて御意見を聞いた上で地点指定をしているわけでございます。

です。このことがある上で、原子力の発電所ということについて、先ほどから御答弁申し上げているような関係者の方々の御理解と御協力を得ていくというような手続というのが必要になってくるというふうに考えてございます。

○達坂委員 地点指定をするときに都道府県の意見を聞くということは、法律の規定ではないけれども、それはあることは私も承知しておりますし、現段階においても、あれは二〇〇五年でしかに新しい規程ができて、あの規程の四条の一項第七号だったと記憶していますけれども、その市の市町村の同意を得ることが条件になっているというのは承知しているんですが、例えば大間に関して言うと、地点指定のときは、少なくとも北海道の意見は聞かれていないわけですね、函館の意見も聞かれていないわけですね。

だけれども、今回新たに避難計画の作成義務が生じたわけですよ。法律の改正によって、一方的に義務が生ずることになってしまったわけですね。そういうときに、きちんとやはり意見を聞くということが必要なんじゃないですか。政府参考人、いかがですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

原子力、先ほど御指摘いただきました電源の開発という意味でいいますと、今、電源の地域開発というところのプロセスは十分進んできているところでございます。

その中で、改めてこのプロセスについてやり直して、様々ほかの手続をやっていく必要はないものというふうに認識してございます。

○達坂委員 大臣、今の松山さんの答弁は、電源開発、地域開発という観点では、改めてそのプロセスをやり直す必要はないんだという答弁だったように私は理解しているんですが、でも、新たに、三・一一の事故を経て、避難計画の策定の範囲も広がり、原発の事故の影響の及ぶ範囲というのは従前とは全く違っているんだ、そういう状況に今なったわけですね。

でも、そのときに新たに避難計画作成の義務が

生じた自治体について、法律で義務が生じたんだから、自動的義務なんだから作りなさいよというの、私は非常に乱暴な感じがするんですね。もちろん自治体には地域の住民の安全を守るという責務が課されておりますから、それは様々なことをしなければならぬのは分かるんですが、私、今回のことに関してやはり少し無理筋なんじゃないかという気がするんですよ。

それはやはり、原発の立地そのものについても問うた上で、その上で避難計画の作成義務ができましたよというならまだ理解できるんですね。しかも、稼働している原発については、なかなかそれは時計の針を昔へ戻すことは難しいんですが、稼働していない原発、例えば今でいうと島根ですとか東通ですとか大間ですとか、こういう原発があるわけですね。

炉の設置許可は出ているけれども稼働はまだしていない、こういうところについては、立地の手続を含めてきちんと丁寧に自治体から話を聞くという必要があるんじゃないでしょうかね。いかがですか、大臣。

○梶山国務大臣 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、函館市も含めて三十キロ圏内に丁寧な説明をしていくということ、そして、函館市がある北海道についても丁寧な理解と協力を求めていくということだと思っております。

○達坂委員 丁寧な理解を求めていく、それには、先ほどの松山さんの答弁によれば、稼働の是非も含めてという、稼働への理解も含めてということだったと思うのですが、私はそれでは不十分だと思ふんですね。立地そのものをやはり問わなければならないのではないかと気がするんですよ。

だって、避難計画の作成と一口に簡単に言いますが、これも大変なことですよ。そして、その地域に責任を持つ自治体の首長の立場に立つてみると、本当に地域の皆さんの生命や安全が守れるのか、そこは、法律で義務が課されたから取りあえず形式的に避難計画を作っている

しょう、そして避難訓練を繰り返して少しずつバージョンアップしていけばいいんだということでは、私はこれは済まないと思うんですね。

そもそも、だから、原発の立地そのものについても是非が問われなければならないのではないのか。そのプロセスには全く関与していなかったわけですから、一九九九年も二〇〇八年も、これ、もう少し、大臣、丁寧にやる必要があるとは思われません。特に稼働していないところ。稼働しているところ、大臣の御地元もいろいろ課題はあることは私は承知しておりますけれども、稼働しているところ、今立地の是非ということとは少し非現実的だとは思いますが、稼働していない原発については、その立地の在り方も含めてもう一回見直す必要があるということについて、大臣、いかがですか。

○梶山国務大臣 政府の考え方としては、先ほど参考人から話がありましたように、電源開発の円滑な推進のための重要電源開発地点制度や旧電源開発促進法に基づいて、国から都道府県の知事へ意見聴取等を行って、これらを設置してまいりました。これは青森県ということでありますけれども、これには、原子力発電所のみならず、水力や火力、地熱も入るということで、保安林の解除であるとかまた公有水面の活用であるとか、そういったことも含めて県に調整に入っていた、そういう意味も含めて、こういう形を取らせていただいております。

現在、稼働前の原発であっても既に設置許可が出されている原発につきましても、重要電源開発地点の指定を行う目的が既に達成されているという政府の考え方でありまして、避難の策定という義務が生じたUPZ内の自治体の知事に対して再度意見聴取を行うということはないというのが現在の政府の考え方でありまして。

○達坂委員 基礎自治体の立場からしてみると、法律が変わったから、自動的にもう義務が生じたから避難計画を作りなさいというのは、やはりどう考えても承服できない。

前にもお話ししましたけれども、私、以前、原発の避難計画を作ろうとしたんですよ。そのとき、実は止められているんですね、二十五年前。事故が起きないことが前提になっていたんだから、そうやっていたずらに住民の不安をおおるなと。そういう経験を私は持っているわけですよ。うやうや、北海道庁から連絡が来て、慎重に対応願いますと、こういうことだったのが二十数年前ですよ。

そのプロセスを踏まえると、今回義務が生じたから、さあ避難計画を作りなさいと言われるのはほとんど承服できないことだということを申し上げて、終わりたいと思います。

○富田委員長 次に、山岡達丸君。

○山岡委員 質疑の時間をいただきました山岡達丸と申します。

まず、大臣にお伺いしたいんですが、新型コロナウイルス、四月二十五日に、三回目となる緊急事態宣言が出されました。十七日間という期間でありましたけれども、出されたのは東京とか大阪とか、そうしたところが中心であるわけでありましてけれども、緊急事態宣言がこうした大都市に出されてくるといいますのは、恐らくここにいらつしやる委員の皆様全員が経験されているという状況だと思っております。

このことを受けて、政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部、四月二十三日に、この一月から三月のいわゆる一時支援金ということに加えて、四月、五月についても、この緊急事態宣言の影響で大幅に売上げが減少したところに対して、今度は月ごとということでありまして、法人二十万、個人事業主十万ということを発表されているわけでありまして。

一方で、一月から三月までのこの影響に対しての支援措置も五月三十一日までということまで進んでいるわけでありましてけれども、この四月、五月の支援措置というのが、発表はいいんですが、

やはり早急な措置というのが、これはどの事業者も望んでおられるということでありますので、まず伺いますが、これはいつ開始しますか。

○梶山国務大臣 一月から三月までの措置とはまた別のシステムになるということから、今、業者を決めて、システムをどうしていくかということでありまして、できる限り早くということでも私どもも考えております。今朝もこの会議をして、できるだけ早く仕上げるようにということで指示を出したところであります。

○山岡委員 別のシステムをつくるから、今の話ですと、また時間がかかりそうだと。ただ、まあ、できるだけ早くというお話はありましたけれども、昨年は、持続化給付金という制度の中で、十二月までのこの一括を全て見て、一気に事業者に対しての支援を行った。今年は、一、二、三月まで行い、四月、五月、また個別に行い、システムが変わるから支援に時間がかかる。これはいかにも、後手後手という言葉が最近よく言われますけれども、次々にやっていくような措置の在り方が事業者にとつて必ずしも喜ばしいことじゃないという実態があると私は思うわけであります。

大臣、四月二十一日の国会答弁の中で、昨年は緊急事態宣言という全国一律の措置があつたことに対して持続化給付金という全国一律の制度があつたというような趣旨の発言をされておられますけれども、ただ、質問はもう経産省には昨日確認したので私の方で申し上げますが、昨年の持続化給付金制度は、全国に発せられた緊急事態宣言が前提のときに議論が始まったわけではなくて、三月の時点で既に多くの団体からヒアリングをされて、大臣も御記憶にあられると思いますが、そして一律の措置をやるという方向の中で進んできて、四月に緊急事態宣言が発せられるということと重なったから、五月一日という段階でこの大がかりな措置ができたという状況であるわけであり

ます。

況がこれから先も先行き不明の中でいろいろな起こる中で、私は、去年と同じように一括した持続化給付金の制度、分かりやすくシンプルに売上げだけを見て、全国、困っている方を一律に手を差し伸べられる、この制度を再び実施すべきだと思います。大臣に再び問いますが、いかがでしようか。

○梶山国務大臣 今年のまた緊急事態宣言、そして蔓延防止の措置というのは、各県単位また市町村単位で行っているものでありまして、そういったものは、やはり要件が少しずつ変わってくるということもあつて、システムの変更というものは、必要になります。ただ、システムの変更をした後は、今度は自動で受け付けますから、この事務処理というのは非常に早くなるということもあり

ます。

一切そういう変更なしに一律でという要求には今回はならないと私は思つて、コロナ本部自体がそういう思いでありまして、機動的にこれに関しては考えていこうと。そして、できるだけ要件の少ない方に、また金額の多い方に寄せていこうというところで、合理的な要件の設定というものもしてまいりたいと考えております。

○山岡委員 今、大臣の御答弁で、要件が変わりシステムが変わる、そして今年は各自自治体のそういう単位でやっているんだというお話は、少なくとも事業者の立場からすれば、それは経済産業省側の理屈であつて、政府側の理屈であるように聞こえるんだと思うんですよ。事業者側にとつては、やはり昨年のような分かりやすくシンプルな形でやつてもらえれば一番、皆、一時的な危機を乗り越えていけるという思いを持っている、その視点に立つて、再び我々は、今後の質疑等も引き続きこの持続化給付金の再支給というのを強く求めてまいりますので、そのことは申し上げさせて

いただきますと思います。

今日は、いただいた質問時間の中で、温室効果ガスの削減目標についても少し大臣にお伺いしたいと思ひます。

菅内閣総理大臣は、四月二十二日に、二〇三〇年度の温室効果ガス、CO₂削減目標について、五〇年のカーボンニュートラルと整合的な、野心的な目標ということもあつて、二〇一三年度比の二六％削減から四六％削減ということを目指すとして国際社会に表明されたわけであり

ます。

この四六％という根拠について、小泉環境大臣が、おぼろげながら浮かんできた数字というような趣旨の話を、これは衝撃の発言でありましたけれども、されたわけであり

ます。産業界がこの四六％ということに強い懸念を示される中で、余りにもちよつと空気が読めていないような発言だというふうな思いを持つわけであり

ますが、今こ

で、気候危機への対策に参画していくことは世界の潮流でありますから、日本がその方向とは逆の方向に進んでいくことにならないのはよく分かっているわけであり

ますが、しかし、構造的な改革を求められているような産業界においては、こういう発言は

いかがなものかという声は非常に多く聞かされております。

国際的な温暖化、気候危機というのは対応していかなければなりませんし、日本でも、外交上の関係、観点も含めてそういうところに乗っていくのは分かるんですが、国内の産業と雇用、結果として空洞化が進む、例えば国内の工場が海外に行けば目標達成になるのか、そういう視点でこの経済産業委員会では議論することはできないと思

うんですよ。国内の雇用、産業をしつかりと維持、発展させていくということが大前提の中でこのことは進めていくというのが、当然の、共有する思いだと思ふんです。

大臣に所見を伺いたいんですが、自動車とか鉄鋼とか、いろいろ、それぞれ、様々、業界として発言を出されていますけれども、私が聞きたいのは、国内の基盤、国内の雇用、これを維持、発展させると、大臣のお口から、そのことは可能であるし、そういう決意を持っているという思いがあれば、是非この場で伺いたいんですが、いかがでしようか。

○梶山国務大臣 当然、国内の産業の維持、雇用というものも考えていかなければなりません。そういうことを前提に、産業界、また企業との対話の窓口というものは常に開いた形で、今回のカーボンニュートラル、またNDCというものも対応してきた思いであります。

総理が昨年の十月二十六日にカーボンニュートラルを宣言したときに、気候変動はもろんのことではありますけれども、やはり国内から製造業が逃げていかなないようにしたい、そして、ルール作りにもしっかりと参加をしていかなければという状況にはならないというお話を、私は直接いただいております。

そういった中で、国内の製造業が残るためには、非化石の電力の証書が欲しいとか、また、非化石の電力をもつと増やしてほしいとか、それだけに要望があります。そういった中で、少なくとも、今の状況の中で、非化石を九十倍増やしていく、そして、証書の売買というものを、小売の事業者しか買えなかったものを、需要家、消費側、例えば企業が買うことができる、そしてその価格も十分の一にしていこうというところで、あと、電力価格を安くしていくという課題は残りますけれども、そういったものも含めて対応をしているところ

であります。

特に、鉄鋼、自動車というのは基幹の産業というところでありますし、しっかりとその変化というものを私どもも応援をしていきたいと思ひますし、物づくりの産業の基礎力、また基盤があつてこそ、こういった危機対応というものもできるもの

のだと思つております。

○山岡委員 今、大臣から国内の産業のことについての方を伺ったわけであり

ますが、その一つ先にあるんですけれども、国内で維持できたとしても、これまで歴史的に物づくり産業の地域として支えてきた地域があります。国内でトータルで維持できたとしても、やはりそれぞれの地域にしてみれば、自分たちの町がどうい

私、北海道、自分の活動エリアに室蘭という町がありますが、鉄の町、物づくりの町というような地域の中で、長年、様々、産業を支えてきたということではありますが、このほど、政府がカーボンニュートラルという方針を出した中で、この室蘭においても、自分たちの町の将来像をどういうふうに描いていくかということ、協議会として、室蘭脱炭素社会創造協議会ということで、カーボンニュートラル化の中の脱炭素の中で物づくりの町がどういうふうな未来のモデルをつくっていくかということ、地域で立ち上げているところでもあります。

工業の町で、本当に懸命な努力の中で、何とか様々な対応をしていこうというわけでありますが、こういう地域の町が、やはり、このカーボンニュートラルという中の産業、国内のみならず、各地域がしっかりとこれまでの変化の中でもちゃんと根づいて、産業を発展させていく、そういう視点も私は必要だと思っています。

数々、この委員会の場で、大臣には地域の各町のことにについての御見解もいただいておりますが、この室蘭始め、製造業が盛んな町を、経産大臣としてどのように守って振興していくか、この場でお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 今委員から御指摘ありましたように、室蘭は脱炭素社会創造協議会というものを設立をいたしました、経済産業省の地方局もこれには参加をさせていただいております。

今の環境がどう変わっていくのか、その中にどうついていくのか、そしてその地域のまちづくりをどうするかということ、皆さんで協議をしていただくということで、まさに日本の縮図として物づくり産業があつて、そしてそれを担う人たちがいて、またその人たちの生活もあるという中で、取組であると思っております。

製鉄業は鉄鋼の市況によって大きく変わってくる業種でもあります、今はその市況が悪いということ、高炉が閉められたり、そういうことが全

国各地であるわけでありましても、鉄鋼業としては、炭素を多量に排出する業界ではありますけれども、水素還元、これはかなりの技術開発が必要であると思っております、十四の重要分野に入れておりますので、こういったものも技術開発をしていきたい。

さらにまた、今できることということで、電炉での高品質の鋼板の製造ということでも取り組んでいただいております。電炉ですと、スクラップ材を使つてということなので高品質のものはなかなか難しいんですけども、電炉の中で高品質のもの、どう造れるかという取組もしていただいております。

さらに、CO₂をいかに排出を減らしていくか。さらに、CO₂の回収も含めて、この回収技術というのは日本が一番優れていると思っております。複数の会社がやっておりますけれども、海外からの引き合い、現時点でもあるわけですが、でも、その後のカーボンの利用ということも含めて、これも技術開発の中に入っていると思っております、幾つかの視点があると思っております、複線でこの地域のまちづくりや雇用、産業というものを考えていくということでは、全力で支援をしてまいりたいと考えております。

○山岡委員 大臣から心強い答弁もありましたが、技術革新は必要です、産業も構造改革が必要なんだと思っております、そこには支えている地域もあつて、その地域の経済もあり、伝統文化もありますので、その視点も持って産業の政策を実施していただきたいということを強く申し上げさせていただきます。

室蘭の地域は、今、重要分野の一つということで鉄鋼のこともお話しいただきましたが、洋上風力も、港湾を活用して拠点港にならないかということで産業集積もしてきましたし、そういう関連事業の誘致にも取り組もうということも今念頭に

あるわけでありま。洋上風力、二〇三〇年までに一千万キロワットということで、北海道の近隣でも二百万キロワット

ト以上が期待されているということであるわけでありましても、一方で、地域の努力だけじゃなくて、北海道の立地的な、北方にあるということから、きちんと電力を運んでくる、いわゆる系統の整備、こういうことが、輸送する状況が整わなければ、その力は地域として発揮できないということもございまして、これは経産省にお伺いしますが、いわゆる北海道の洋上風力、ここに寄せられる期待の点と、そして系統整備の方針、現状について少しお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○茂木政府参考人 北海道については、これは洋上だけでなく陸上も含めて、風況ですとか、水資源、バイオマス、こういった多くの再エネがありますので、この再エネの拡大の余地を最大限引き出していきたいと私も考えています。

実際、例えば、陸上風力の発電だけではないですと、都道府県別のFIT認定が、今全国一位が北海道であります。

洋上風力については、今委員からも御指摘ございましたとおり、二〇三〇年、四〇年の将来のビジョンというのを示しております、例えば二〇四〇年の北海道の導入量の見通しについてもこれは非常に大きいので、この導入可能性を最大限生かしていきたいというふうに考えています。

この大きなポテンシャルを生かすためには、やはり再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定をしつかりやっていくということと、大消費地、関東ですとかこういった大消費地に向けて大容量の電力を長距離送電するというのが必要になってまいります。

このため、北海道と本州を結ぶ地域間連系線について、これは海底送電ケーブルの可能性も含めまして、今、全国各地の再エネポテンシャルを踏まえたマスタープランを検討する中で議論を進めているところであります。

このマスタープランについては、この五月頃には何とか一定の取りまとめの中間整理というのを

の整備についてもしっかりと検討を進めてまいりたいと考えています。

○山岡委員 五月には中間整理をやるというお話もいただきました。

海底ケーブルについても、直接結ぶのか、あるいは北連系線のような増強とか、様々な選択肢があると思っておりますが、是非、ポテンシャルを生かすためにも、その整備というのをかなり速やかに進めていただければということ、この場でもお伝えさせていただきたいと思っております。

太陽光のパネルもそうなんです、風力もそうなんです、設置はいいんですけども、やはり、さきの委員会でもありましたけれども、果たしてこれが国産でいけるのかどうか。いろいろ再エネの費用をかけて日本に設置しておきながら、その富が海外の事業者に流れる。いや、世界的にはそれは正しいのかもしれないが、しかし、我々、地域をそれぞれにしようっている国会議員の身としては、やはり、自分たちの地域の、あるいは自分たちの国の産業としてしっかりとやっていくのかどうかというのが非常に重要なポイントだということ、これを考えるわけでありましても、このいわゆる再エネ、新エネ、太陽光、風力、この辺りの国産化ということについてはどのようにして達成する、という考えなのか、経産省に伺います。

○茂木政府参考人 今後、再エネを最大限導入していく中で、やはり、今現在、例えば太陽光パネル、御指摘ありましたとおり、輸入がかなり多いという実態も踏まえ、導入拡大政策を産業政策としてしっかりと両立させていく必要があるというふうに考えています。

例えば、太陽光については、既存の電池では設置困難な場所に設置できるような薄型の太陽光発電、ペロブスカイトというような技術もござい

ますが、こういった次世代型の太陽電池の開発を進めていきたいというふうに考えています。これは、三次補正予算でも計上していただきましたグリーンイノベーション基金なども活用しま

して、技術の製品化、市場開拓を見通した取組をしつかり支援をして、早期の実用化を図っていきたいと考えています。

また、洋上については、ビジョンの中で、二〇三〇年、四〇年の案件形成の目標を示しており、すけれども、この国内需要を満たしていくためにも、産業の国内のサプライチェーンをしつかり形成していくことを大きな目標に据えています。既に、産業界も国内調達比率を二〇四〇年までに六〇％にするという目標もコミットしていただいているというところであります。

残念ながら日本の風車メーカーは今撤退している状態でありすけれども、こうした、欧州の風車メーカーなども含めて、国内にしつかり誘致をしなが、かなりポテンシャルがあるとされる日本のサプライヤーをしつかり束ねて、国内のしつかりとしたサプライチェーンを構成していく。あらゆる政策を総動員して、こうしたサプライチェーンの構築を進めていきたいというふうと考えております。

○山岡委員 今答弁いただきましたが、是非、既存の産業のこともあるわけですが、新しいこの分野がチャンスだというのであれば、その結果として国内産業がしつかり広がっていくということの視点を持って、そして、その上で、各地域で、これまでのいわゆる集積のある、経験も産業集積もあるような地域で、またそれが新たな物づくりとなっていくような、そういうビジョン、プランというのも、どうしても全体のこの議論はあるんだけれども、国内の各地域にどういうふうにならば根づかせていくかという議論はまだまだこれから行っていくかなきゃいけないと思います。

あわせて、今経産省から前向きなお話もあったんだけれども、しかし、現状としては、ほぼゼロからのスタートに近い状況であると思っておりますので、これは是非力を入れて進めていただきたいということを申し上げていただきたいと思います。

先ほど大臣の答弁でも少し触れていただきましたが、新しい技術のことについて少し触れさせていいただきたいんですけれども。

いわゆるカーボンリサイクルの話は先ほどされましたけれども、CCS、CCUSと、カーボンリサイクルもその分野でありますけれども、地中に二酸化炭素を埋める、あるいは空中からつかまえた二酸化炭素をまた別のものに活用する、リサイクルするということも含めて、今、極めて大きな予算を投じて、そしてこの分野の研究を進められようということをしているということは承知しております。

この委員会でも何度か取り上げさせていただきましたが、北海道の苫小牧という場所が、まさに、CCS、地中に埋めるということの実証実験の場として、漁協の皆様も含めて大きな理解を示して、世界に貢献できる技術に地域としてやっていくというところで進めている中で、その設備投資をした、相当な金額で設備投資していますから、それを活用して、今度はCCUSとか、いろいろなところに転換できるような状況にしていきたいという期待を寄せているわけがあります。

また、この苫小牧は、いわゆるCCS促進協議会というのをつくっていたんですが、CCUS・カーボンリサイクル促進協議会ということに組織を変えて、もちろん経産省の皆様もそこにお招きしながら、いろいろ進めているわけでありすけれども、今日、せっかくの質問の機会をいただきましたので、このCCS、CCUSの取組の進捗、特にこの北海道苫小牧の状況を踏まえて、御答弁いただければと思います。

○矢作政府参考人 答えたいと思います。CCUS、カーボンリサイクル、これにつきましては、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するためのキーテクノロジーの一つだというふう認識してございます。昨年十二月に取りまとめたグリーン成長戦略におきましても、カーボンリサイクル産業を創出していく必要性について言及しているところでございます。

また、経済産業省におきましては、苫小牧市におきまして、日本初の大規模CCS実証試験として、二〇一六年度からCO₂の圧入を実施しまして、二〇一九年十一月に、当初目標としていた三十万トンの圧入を達成してございます。あわせて、カーボンリサイクルの導入に向けた実現可能性調査を進めてきたところでございます。

今後、苫小牧を、CCUS、カーボンリサイクル実証拠点というふうな位置づけまして、カーボンリサイクルの一環として、CO₂を利用したメタノール製造、この実証に向けた研究開発に取り組みほか、二〇二四年に世界に先駆けた液体CO₂の船舶輸送の技術確立を目指すための実証試験、それから、これに伴う関連調査を行うべく、今年の三月から公募を開始したところでございます。

引き続き、苫小牧を拠点といたしまして、段階的に、CCUS、カーボンリサイクルの実証を進めていきたいというふうな考えております。

○山岡委員 その可能性調査の結果、苫小牧を拠点としてという御発言もいただいて、大変地域にとっては本当に誇らしいという思いです。大きな期待が寄せられるという状況であるわけでありすので、本当に、地中にCO₂を埋めるというのは、ややもすれば地域住民も本当に誤解を持ちかねないような中で、我々の地域の中でいろいろな産業研究をしてほしいということでありすので、引き続き様々な形でコミットしていただきたいと思います。

大臣にお伺いするんですけれども、今回、予算の中で、二兆円に上るカーボンニュートラル基金というものが積みまれているわけでありす。既に、今の話にもありますとおり、経産省としては、この苫小牧の場所にかなり大きなコミットをしなが、研究を進めていただいているわけでありす。が、さきさきながら、二〇五〇年に向けて、この二兆円のカーボンニュートラル基金というのが積みまれている中で、この基金の活用も、例えば、CCS、CCUS、カーボンリサイクルの分野に活用

されていくんだとしたら、苫小牧を含めて、そういう研究協力に理解のある地域に、こういうカーボンニュートラル基金を活用した、二兆円の方も活用した研究とか、そういう進展、発展ということについての可能性というのも考えられるのかどうか、大臣にちよつと総合的な見解も含めてお伺いしたいと思ひます。

○梶山国務大臣 CCUS、特にCO₂の利活用という点では、これからの研究開発、またイノベーションというのは必要分野だと思っております。十四の重要分野の中に入っておりますし、二兆円のグリーンイノベーション基金の対象となるわけでありす。

今、企業、そして研究組織、そしてさらにはアカデミア、また地域からいろいろな申請が来ておりますので、そういった中で選ばせていただきたいと思っておりますけれども、分離回収技術というのは、先ほど申しましたけれども、大体確立はしてきているんです。そして、その輸送方法であるとか利活用方法、利活用の中には、コンクリートに混ぜ込む、そしてプラスチックに混ぜ込む、また、人工光合成、さらにはそこからのEフュエルも含めて、様々な提案があるわけでありすけれども、そういったものをつくっていくこと。

また、世界に先駆けて、技術開発、そして実証、実装というものができるようにしてまいりたいと思ひますので、地域ぐるみでしつかりと取り組んでいっていただきたいと思ひますし、また苫小牧は市長が中心となつて苫小牧CCUS・カーボンリサイクル促進協議会を新たに立ち上げたというところであります。岩倉市長ともやり取りをさせていただきたいと思ひます。

○山岡委員 岩倉市長のお名前が出ましたが、大臣は御同期で衆議院に当選されたというお仲間でもあられるということであるんだけれども、是非、苫小牧という地域、大臣に心を寄せていただきたいと思ひます。

いわゆる四六％削減のことでいえば、二〇一三

年比なわけでありすけれども、二〇一三年の世界のCO₂排出量でいえば、中国が二八％、アメリカがおよそ一六％に対して日本は三・八％でありまして、そこから四六％削減というのが、アメリカとか中国に直せば、六％とか一〇％彼らが削減する中で日本が四六％という数字のポリシーームでありますから、日本国内のこの四六％達成というの、国際社会の中で一つ示す上で目標としては必要なのかもしれませんが、しかし、こういう新しい技術は、それ以上に世界のCO₂を減らしていくことに大きなインパクトがあるんだということ、是非、国内の削減目標のみならず、こういう技術を世界的に役立てていくという視点の中で、いろいろな、総合的な産業政策というのを考えていただければと思っておりますので、時間が来ましたので今日の質問はここまでとさせていただきますが、引き続き、また機会がありましたときに、大臣に様々な質疑をさせていただきたいと思っております。

今日はありがとうございました。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

コロナ感染の拡大が止まらない。大規模なPCR検査、そして病床確保、ワクチンの接種を本当に進めるといふことともに、十分な補償が急務であります。

そこで、梶山大臣に伺いますが、今年四月及び五月の緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置の影響を受ける中小、小規模、個人事業者に対する新たな直接支援策の対象事業者と、それから給付の上限月額というの、これは今年一―三月の一時支援金と同じことになりすか。

○梶山国務大臣 政府として、四月二十三日のコロナ対策本部の取りまとめを踏まえて、緊急事態宣言又は蔓延防止等重点措置の影響により売上げが半減した中堅・中小企業者に対して、一時支援金と同様のスキームを活用して、一月当たり法人二十万、個人事業者十万円を上限に売上減少相当額を給付することとしております。

月次支援金という名称の新たな制度として、今、最終の詰めをしているところでありまして、本日の午後にも発表させていただく予定でありますけれども、具体的には、緊急事態宣言又は蔓延防止等重点措置の対象都道府県の時短要請の対象である飲食店と直接間接の取引がある事業者、又は、不要不急の外出、移動の自粛による直接的な影響を受ける事業者が売上げが大幅に減少している場合に現金を給付させていただくということでありまして、外出の件も入っておりますし、要件については、上限も同じということでありす。

○笠井委員 同じスキームで、同じということですが、では、この新たな支援金の申請受付というのはいつからということになりますか。

○梶山国務大臣 先ほども申し上げたんですけれども、新たなシステムを作る必要があるということで、できる限り早くということ、今朝も指示を出したところであります。

お困りの皆さんが多いということですから、ただ、システムを作つてやらないとその後の処理の流れが全然違うと思いますので、このシステム完成までに少し時間はいただきますけれども、できるだけ早く申請受付開始にしたいと思っております。

○笠井委員 このコロナ対策本部の資料というのがありますが、ここには、今大臣言われましたが、この事業執行スキームというのは現行の一時支援金のスキームを活用するというものでありますけれども、この現行の一時支援金のスキームというのは、これはデロイトトーマツが委託を受けてやっているということですが、結局、またそこに委託を、並行してやるということになりますか。

○梶山国務大臣 入札可能性調査というものをしておりますので、できれば多くの方に手を挙げていただきたいということで情報の開示も行ってきたところでありすけれども、やはりこれは負担が大きい仕事ということになります。そういった

ことも含めて、今のところ、デロイトトーマツということになるかと思ひます。

○笠井委員 この現行のシステムを活用して、デロイトトーマツということになりますと、今やっている、五月末までの一時支援金ということで事務をやっているわけですね、そのシステムをある意味改修しないといけないということになりますと、五月末までそれをやった、終わった後にシステムを改修して、そしてそれから、一か月ほどかかるのか分からないけれども、そうすると、そういうタイミングになって申請が受け付けられるということになりますか。

○梶山国務大臣 これは並行して作業をさせております。ですから、そつちが終わつてから始まるということではなくて、できる限り早く、終わつてからにはなりますけれども、開始が、終わつてからという形になると思ひますので、できるだけ早く開始をしたいと思っております。

○笠井委員 終わつてからになるということでありすので、システム改修があるとなると早くても七月みたいな話になると、もう遅過ぎると。

○梶山国務大臣 システムの改修は並行して行つているということでありす。ですから、そちらが終わつてから全ての作業に取りかかるということではなくて、システムはシステムで取りかかっているんですので、できるだけ早く開始をしたいということでありす。

○笠井委員 本日にこれは喫緊で待たれているわけですが、できるだけ早くということのは大体どれぐらい、大臣。それを並行してやったらどうもかかる。六月なのか七月なのか、そういうことを、本日にもう今日明日の話です。

○梶山国務大臣 今責任を持って確実なことは言えませんが、私の指示は、六月の前半にという思いで指示を出しております。

○笠井委員 それでもやはり遅いなという感じが菅総理は、記者会見で、事業継続に支障が出るのではないということをやられたわけですが、

が、この一年耐え続けてきた事業者からは、手厚く、早く、そして補償がないと潰れてしまうと悲鳴が上がっている状況であります。

持続化給付金は、去年の四月七日に緊急経済対策が出て、それを受けて五月一日には申請が開始されたわけで、そのスピード感も今ないんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。四月に決めて、五月から始まったと、一日から。

○梶山国務大臣 これは、事業者に当たることも含めて、事前に事業者とのやり取りもさせていただきまして。そのところが不透明だということ、様々な御指摘も受けて、改善もしてまいりました。

ただ、やはり、事前にお話しても事業者が集まらない場合もあるということでありまして、こんな何兆円という形の、例えば持続化給付金であれば五兆円のスキームですから、想定できないことがかなり起こるわけでありす。そして、できるだけ早くということ、事前の説明会等も行いましたけれども、公平性が足りない、透明性が足りないということもお叱りを受けたわけでありますけれども、そういった中で、できる限りの迅速さというものを求めて今取り組んでいるところであります。

○笠井委員 公平公正にきちんと、できる限りの迅速さということでありすけれども、そこが本日に今問われているんだと思ひます。

しかも、対象の地域も業種も一時支援金と同じということ、先ほどありました、限定的と。しかし、この今回の緊急事態宣言では、菅総理自身も会見で、これまで以上に踏み込んだ対策を実施するといふふうになつて、これまでの飲食店への対策に加えて、変異株が急速に増えている下で、休業要請も含めた人流、人の流れの抑制につながる、より強い措置が取られたわけであります。その影響というのは、やはり、これまでになく、踏み込んだということになると、全国全ての地域や業種に及ばないということ言えますか。

○梶山国務大臣 地域の限定、業種の限定はなく

するつもりであります。そして、先般、笠井委員からも、人流というものが蔓延防止策の方には入っていないというお話もありました。これは、やはり人流というものも入れているということになりました。さらに、いつもお話をさせていただくことでありますけれども、国が一律でやるだけではなかなかカバーできないこともあるという中で、地方創生臨時交付金、更に五千億円の予備費からの手当てというものとして、それぞれの地域に、また地域ごとの事情というものもあるでしょうから、そういった対応もさせていただくということで、手当てをしているところであります。

○笠井委員 全国全ての地域、業種に影響が及ぶということは認められました。そして、今、地方のことでいえば、それぞれあるんだということで、地方創生臨時交付金のことでも五千億追加というお話がありましたが、それに対して全国知事会は、感謝するとしながらも、更に実効ある措置を求めているという状況ですね。

西村大臣もこれまで以上に強い措置というふうに言われていますけれども、実際には人の流れがなかなか止まっていけない。今朝も通勤の電車は満員です。もう協力できないという事業者も出てきているということがあります。やはり強い要請に見合う補償がないと効果がないということになってきているのではないかと。

だから、全国知事会は、今回の緊急事態宣言を受けた四月二十四日の緊急提言でこう言っております。一年以上の新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加えて、大型連休期間中に首都圏や関西圏での緊急事態宣言が発令されたことにより、対象地域や休業、時短要請の対象となった業種はもとより、観光、宿泊、交通関連の事業者や農林水産業を始め全国の幅広い業種の事業者が深刻な影響が顕著になっていることから、地域によって支援の差が生じることのないよう、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給を行うことなどを強く求めているわけですよ。

だから、全国に影響がある、業種も全部に関わるとおっしゃりながらも、いや、地域ごとにあるんですと言われるんだけど、その地域ごとに責任を負っている全国知事会自身が、やはり今、本当に全国的な、国としての給付金の制度を、再支給するということが必要じゃないかと。もう大臣、ここに応えるべきじゃないかと思うんです。

○梶山国務大臣 全国一律ということで考えますと、持続化給付金があり、そして今回の一時給付金、さらに蔓延防止措置に対応する給付金があるわけでありますけれども、それだけで果たして全てを網羅できるのかというと、地域ごとの対策というのにも必要だと思うんですね。

協力金は別として、地域ごとの対策のために第三次補正で一兆円を組む、そして、今回また五千億円を追加することでありますから、当面そういった形で地域ごとの対策というものも必要であると思っております。

ただ、私どもは、総理の指示を受けて、できる限りのことはしたいという中で、前回の議論もありましたけれども、できるだけ寄せていく、二つの制度、三つの制度がある中で、多くの金額が得られるような、また要件ができるだけ簡素になるような形で寄せていくという中で、今、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○笠井委員 地域ごとの対策とは矛盾しないと思えます。

同時に、やはり蔓延防止等の重点措置区域の要請もまた相次いでいるという状況です。衆議院には日本共産党と立憲民主党が共同提出した持続化給付金の再支給法案が共同提出されておりますけれども、大臣も、今いろいろ苦労されていると。寄せながら、シンプルにということも、いろいろ議論しました。やはり、そういう中で、今こそ踏み切るべきだということは強く申し上げておきたいと思えます。

次に、関西電力による老朽原発の再稼働について質問いたします。

梶山大臣は、昨夜、杉本達治福井県知事とテレビ会談をされて、ちようど先ほど十時三十分から県知事の会見が行われているということですが、運転開始から四十年を超えた三老朽原発、高浜一、二号機、美浜三号機が我が国で初めて再稼働かという重大局面を迎えております。

原則四十一年の運転期間は、東京電力福島第一原発事故の反省から定められたものであります。それをなし崩し的に四十一年超の老朽原発の再稼働を認めるというのは、やはりこれは福島事故の教訓に明らかに反するものじゃないかと思うんですけれども、大臣、政治家として、その点、どうお考えでしょうか。

○梶山国務大臣 四十一年超の規定も、事故後の新しい規制委員会、そして新しい規制基準の中で決められたものであります。一回に限りということでありますけれども、そういった規則になっているわけであります。

福島第一原発の教訓を踏まえて、原子力発電所については、高い独立性を有する原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めたもののみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくというのが政府の方針であります。

その上で、先ほど申しましたように、四十一年を超え運転につきましても、原子炉等規制法において原子力規制委員会の認可を受けることとされておまして、その際、原子力規制委員会は、通常の審査に加えて、劣化の程度や保全計画の妥当性を厳正に確認するなど追加的な審査を行うと承諾をしております。

こうした審査を通じて運転延長の認可を得た高浜発電所一、二号機及び美浜発電所三号機については、原子力規制委員会の厳格な判断を尊重した上で、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくものであり、福島第一原発事故の教訓に反するとは考えておりません。

○笠井委員 大臣言われた四十一年超というのは例

外なんです。やはり福島事故の教訓から原則四十年、これを決めたというのが大事なポイント。何よりあの事故から十年、今なお福島苦しみが続く中で、二〇三〇年に向けた脱炭素電源としての原発頼みの加速などともなっていないこととあります。再び原発の深刻な事故が起きる可能性がある。原発ゼロが多数の国民世論でありまして、老朽原発の再稼働など許されないということ強く申し上げたいと思えます。

大臣、今、世界最高水準ということで新規制基準に適合したものであるということでの再稼働ということをおっしゃったが、原子力規制庁に伺います。その中で、竜巻対策というのは、新規制基準で新たに求められたものの一つということですね。

○市村政府参考人 今御指摘のありました竜巻への対策でございますけれども、これは新規制基準の策定に当たって、原子炉施設設計基準で考慮すべき外部事象の見直しというものを行いまして、その際に新たに明示をするということにしたものでございます。

○笠井委員 四月十九日の福井県議会全員協議会で、我が党の佐藤正雄議員は、美浜三号機の竜巻対策工事に従事した溶接工が納期を急がされてさまざまな仕事を強いられたと告発していることを取り上げました。関西電力は、佐藤議員に文書回答をいたしまして、告発した方が下請会社で溶接作業に従事していた事実を認めました。

大臣は、この件については御承知でしょうか。

○梶山国務大臣 御指摘の件は、四月十九日の福井県議会全員協議会において、県議会議員から関西電力に対し、新聞記事を基にして美浜三号機の竜巻対策工事はさまざまな溶接工事であったのではないかとという質疑がなされたものと承知しております。

関西電力からは、その場で、記事の詳細を承知していないとした上で、しっかりと現場を確認し、機会があれば改めて回答したいと答えたことと承知しております。

その翌日、関西電力は、当該県議会議員に対す

る個別の御説明の機会を設け、国土交通大臣の認定を受けた検査専門機関が超音波検査を、これは非破壊検査等ですけれども、実施して、品質に問題がない旨を確認していること、原子力規制委員会が使用前検査においてそうした品質検査の方法について確認済みであるということから、品質には問題がないと考えていることを直接御説明をしたと聞いております。

○笠井委員 今大臣が新聞記事に基づいて取り上げられたと言われました。その滋賀民報の三月二十八日付によれば、告発したのは美浜三号機の竜巻対策工事に従事した溶接工で、溶接四十年の熟練の方であります。これは実名で告発されておりまして、内容に自信と覚悟があるということでありまして、昨年七月に直接話を伺うということですから、この方が従事したのは美浜三号機の冷却水タンクの竜巻対策工事だということも確認いたしました。

原子力規制庁に伺いますが、この工事の、つまり三号機の冷却水タンクの竜巻対策工事の安全性というのはどのように確認しましたか。

○金子政府参考人 御指摘の関西電力美浜発電所三号機の新規制基準適合のための竜巻対策工事については、認可された設計及び工事計画に従っているかを、現在、使用前検査で確認を行っているところでございます。

これまでに、新たに設置した建屋の防護のネット、あるいは非常用電源車の固定するための竜巻対策工事等につきまして事業者の検査が終了しているということを確認しておりますので、御言及のあった状況につきましても、事業者での対応の内容を確認した上で、適切に使用前検査を実施してまいりたいと考えております。

○笠井委員 今言われたのは、使用前検査の基本設計方針検査の中で確認したということでありまして、この方の証言によれば、指示された設計書が悪かったんで、見た目だけで接着することはできるけれども強度が出ない、根本的にやり直すべきだと忠告をしたんだけれども、発注した建設会社からは、くっついていさえすればいい、二〇一九年十二月末までに仕上げると言われて、無理だというふうに言ったら仕事を切られたということとであります。余りにずさんな工事だったということとで、このままでは福島事故の二の舞になるというのがこの方の実感だということでありました。規制庁に伺いますが、新規制基準では、風速毎秒百メートルの竜巻に耐える強度を持たないといけないということになっておりますけれども、くっついていさえすればいいものだったら、とてもこれは耐えられないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○金子政府参考人 御指摘の基準についてはそのように承知をしておりますけれども、具体的に場所が特定をされて、私どもも確認できるようになりましたら、それは確認をさせていただきたいと思っております。

○笠井委員 確認していないということですよ。佐藤議員への関西電力の回答、先ほど大臣から言及がありました。ここにその文書がありますけれども、こうあります。佐藤議員会議員様、御報告メモということで文書が渡されまして、溶接部の検査は別会社にて実施し、合格したことを確認しており、品質に問題はないと考えております。当社は、つまり関西電力は、要求仕様どおり製作された部材であることを記録にて確認した後、発電所において組立てを行い、適合性確認検査にて据付け状態について検査を実施しておりますというところを言っております。

大臣 今、関電は現場を確認してこういうことで回答したとおっしゃったんですが、つまり、ここに書いてあることは、下請会社が検査している、関電が仕様書どおりだと記録で確認をしていると。そこでくっついていたら問題ないといつて、それに規制庁がお墨つきを与えただけではないかということになります。

大臣、ずさんな工事だと具体的な告発があったのに、今、規制庁もまだ確認できていない、それ

は具体的場所があれば確認すると言ったけれども、していないのに、これをうやむやにして再稼働させていいんじゃないでしょうか。

○梶山国務大臣 御指摘の竜巻防護対策を含めて、プラントの安全対策については、原子炉等規制法に基づいて、原子力規制委員会が審査及び検査を通じて規制基準への適合を確認するものと承知をしております。

その上で、美浜発電所三号機については、御指摘のあった竜巻防護壁も含め、関西電力が所定の検査を実施した上で、これは先ほども申しましたけれども超音波の非破壊検査ということですから、そういったものもしっかり、そういった検査に基づいて検収をしているということとあります。

それらを含めて、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくという方針に変わりはありません。

○笠井委員 原子力規制委員会による竜巻対策工事の使用前検査というのは、設計に問題がないかを確認するだけでありまして、この告発に対応した具体的な安全性の調査、検証にはならない。先ほども、まだ、具体的に箇所があればそれは調べますということですから。

そんなことでいいのか。運転期間四十年超の原発の初めての再稼働ということになります。しかも、十年間も動いていなかった。しかも、ずさんな工事だったと告発されている。こんなものを動かすのかということになってくると思います。

規制庁に伺います。

特定重大事故等の対処施設の三原発、高浜一、二と美浜の三号機、それぞれの設置期限というのはいつですか。

○市村政府参考人 今御指摘のありました特定重大事故等対処施設の設置に係る経過措置の期限でございまして、高浜一、二と美浜の三号機については令和三年六月九日、美浜三号機については令和三年十月二十五日でございまして。

○笠井委員 高浜一、二号機はもう一か月後ですよ、六月九日。美浜三号機はあと半年後の十月

二十五日。

梶山大臣、テロ対策に必要な特重もできていないのに、今再稼働しても、またすぐに止まるということとあります。何が何でも動かそうとする。安全神話そのものに立っているんじゃないか。四十年超の老朽原発を動かした実績をつくりたいだけ。大臣も昨日知事と会談されて、これからも原発やりますよと言って、知事も、もう会話は終わったかもしれないけれども、同意するみたいな話になっているんじゃないですか、これは。実績をつくりたいと。

○梶山国務大臣 政府の方針は、原子力規制委員会において安全が確認されたもののみ再稼働を図っていくということとあります。そして、安全を最優先として、地元の同意を得ながら再稼働をするということとあります。そういう方針の下に、今回の件も行っているところであります。

高浜一、二号機の特重施設については、今回、関西電力が本年六月の設置期限までに完成できない旨を文書で原子力規制委員会に提出したことは承知をしております。

再稼働の具体的なスケジュールは、一義的に事業者の判断となります。関西電力の森本社長は、昨日のぶら下がり取材において、高浜一、二号機について、地元同意が得られた後に工程を検討していきたいと考えていると回答したと承知をしております。

○笠井委員 三原発のうち、私が今日提起した美浜三号機の問題ですけれども、これについては、具体的告発が現場に携わっている方からあったのに対して、規制委員会ではちゃんとそのことについては確認していないと先ほどあったんですよ。そういう問題が起こっている。

しかも、この美浜三号機の竜巻対策の工事を請け負っているのは、主に関電プラントであります。高浜町の森山元助役が三十年以上も顧問を務めたあの会社であります。同社から森山氏と関係が深い企業に巨額の発注が行われて、その利益が関電幹部に渡った金品の原資となっていたという

問題が大問題になりました。

だから、梶山大臣は、ちょうど一年ちよつと前ですよね、去年三月に関西電力に対して業務改善命令を出したんだらうと思うんです。あのときも、出し直したという話もありましたからね。

今年三月二日、それに対して関西電力から大臣宛てに提出された業務改善計画の実行状況に関する報告というのがあります。その中で、では何いですが、子会社からの発注の透明性確保、ルールの見直しなど厳正化の部分については、何と書かれていたのでしょうか。

○梶山国務大臣 本年三月二日、資源エネルギー庁長官が、関西電力から業務改善計画の実行状況について三回目の報告を受けたところであります。

この報告書では、子会社からの発注の透明性確保として、工事の発注、契約手続等に係る不適切な運用を禁止することを目的とした、子会社に対するルールの見直しなどの取組が記載されているものと承知しております。

○笠井委員 その中で、更にこう書いてあります。「当社が子会社に発注する案件について、調達等審査委員会の委員が審査の対象とした場合、当該案件に係る子会社からの発注についても、審査対象とすることを社内規定に明記しました。十二月十四日の委員会より審査を開始し、グループ全体で、工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保しています。」こう言っているわけですよね。

でも、この「グループ全体で、工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保しています。」と言いますが、今回の報告を受けた関西電力の対応のどこが透明性なのかということになります。透明性を確保しているというなら、この溶接工の方が関わった工事の施工体系を全て出さざるべきだと。そして、皆さんの工事の発注に自ら蓋をする関西電力は、原発を再稼働する資格を欠いていると言わなければなりません。

梶山大臣は、三老朽原発の再稼働を進める国の

方針と対応について福井県知事に御理解をいただくよう改めてお願いするんじゃないかと、関西電力に老朽原発の再稼働こそやめさせるべきじゃないかと思いませんか、どうですか。

○梶山国務大臣 先ほども申しましたように、国の方針としては、新規制基準を通つたもの、安全を最優先して、そして、地元の理解を得た上で再稼働をさせるということでもあります。そして、四十年超の原発に関しましても、規制委員会ができて、新規制基準の下に定められたものであり、その法律に沿って今回のことが進められていると考えております。

そして、子会社の話でありますけれども、業務改善命令を出しまして、報告の中で書かれているだけではなくて、コンプライアンス、そして不正をしつかりと把握する力というのは、やはり会社としてしっかりと持つていくための努力はしているということだと、確認しております。

○笠井委員 そのコンプライアンスそのものが問われていると思うんですよ。

それで、規制委員会が確認したからということ、適合しているというふうな話を繰り返しているんですけれども、私は、今の提起した問題を通じて、地元やそれから国民は本当に、この問題が分かつたら、理解できないと思いますよ。

この福井の原発をめぐるのは、避難計画や、あるいは使用済核燃料の中間貯蔵施設をめぐる問題も、これは決着がついていなくて、むづかしい方ばかりだと言っているわけですから、課題山積なのに見切り発車するということは許されないと申し上げたいと思うんですよ。

時間が来たから終わりますけれども、福島原発事故を起こしながらいまだに原発にしがみついているから、世界から取り残されるんだと思うんですよ。

二〇三〇年、五〇年の脱炭素社会に向けて、世界的な流れというのは、事業で使用する電力を一〇〇％再エネとする、RE100の時代であります。

海外で競争できる企業を増やしていくと、昨日も大臣、そういうことを言われていましたけれども、そういうふう言うんだつたら、この流れに呼応しないと、日本企業は世界のサプライチェーンからはじき出されてしまう。

旧態依然たる原発固執から抜け出して、経産省として、省エネとともに再エネの真剣な取組を進めることこそ一番のポイントだということを強く申し上げまして、この問題、エネルギーの問題については、この委員会でも取り上げて、更に議論していきたいと思ひます。

○富田委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延でございます。

本日は、事前に打合せしていた順番と少し変えさせていただきますので、どうぞ御了解のほどよろしくお願いいたします。

日本経済の構造転換を促すことを目的として事業再構築補助金が創設されたということでありますが、この点に関して、過去にも、構造転換、国際競争力の強化を図るという目的で、二〇〇三年に、知的財産立国を目指して、知的財産戦略本部が設置されております。また、知的財産推進計画において、中小企業、ベンチャー企業の権利取得等を支援するため、各地域の経済産業局等に地域知財戦略本部を設置されていることと承知しております。

そこで、お伺いしたいのですが、ポストコロナ、アフターコロナを見据えた経済対策として、支援金という制度と並行して、知財戦略を柱とした中小企業、ベンチャー企業の支援を行っていくことも検討すべきでないかと思うんですが、梶山大臣の御所見を伺います。

（委員長退席、関（芳）委員長代理着席）

○梶山国務大臣 これから新たな技術というものを技術開発していく上で、知財というものは大変重要なものであります。

例えば、リチウムイオン電池、また全固体電池

の開発というものの。リチウムイオン電池は、日本で開発したものでありますけれども、市場は取られている。それで、今後の、次世代型の電池ということで全固体型ということもありますけれども、こういったものの知財、特許というのは日本が一番持っているということであります。市場化のところでの投資で負けてしまうということもありますけれども、そのための知財の確保、また保護というものは非常に重要だと思っております。今後の日本の生き方としては、しっかりとそういったものを、例えば金融と併せてどうしていくのか、そして、技術だけ持っていて、その使い方というものも含めて、そういった指導や相談というものにも乗ることも含めて対応してまいりたいと思っております。

○美延委員 そうなんです。今大臣がおっしゃっていたように、そこをしつかりやっていた方がいいと思ひます。

現在、知財を活用した企業向け融資では、金融機関の総貸出しに対して、どの程度の割合となつていんでしょうか。全金融機関の貸出残高と、知財を活用した貸出残高について教えていただきたいと思ひます。比率的には非常に小さいと認識ですが、企業側からすると、なかなか、知財融資というのは、間接金融での資金調達では現状では難しいという認識でよろしいでしょうか。

○榎谷政府参考人 知財を活用した企業向け融資ということでございますが、特許庁では、知財を持つ中小企業の事業性などを地域金融機関が適切に評価、支援できるようにするために、知財ビジネス評価書を地域金融機関に提供するという事業をやっております。この知財ビジネス評価書といひますのは、中小企業の技術の優位性などについて、知財を中心に専門機関が分析したものでございます。

これまでこの評価書を提供した地域金融機関、大体二百ちよつとありますけれども、これらの金融機関に対して、知財を活用した中小企業への融資をどれだけ行ったかということを調査いたしま

したところ、約四割、八十三の機関から回答がありまして、累計で七十八億円ということになりました。

もちろん、この回答がなかった六割の企業、それから独自に融資を行った金融機関もあるとは思いますが、金融機関の総貸出残高が約三百五十五兆円ということを考えますと、知財を活用した融資はなお増やす余地があるというふうに考えております。

○美延委員 三百五十五兆円の中の七十八億ですから、これはもう比較するすべもないと思うんですけれども、そこは是非増やしていただくべきで

あると思います。

知財の活用という意味においては、模倣品や類似品の排除の効果のみならず、アーリーステージにある企業にとって、特に資金調達もできるような、政策的に、国を挙げて支援をしていくことも必要と考えます。

確かに、金融面における知財活用が進まない理由としては、多くの場合、知財評価、具体的に当該知財がどの程度の金銭的価値を有するのかが金融機関において評価することに不慣れであって、そのため、当該知財の持つ信用についても過小評価し続けられた点があったとの見方もできます。

ただ、現状を見過ごしては、この先、知財の金融面での活用は一步も進まないのではないでしようか。知財を活用して新事業を行う企業に、特にアーリーステージにある企業の資金不足を解消させ成長を促すという意味でも、十分な資金調達を行う仕組みを国で新たに構築すべきだと考えております。

その際、参考になるのは、信用力に乏しい中小企業の融資を円滑に行うことを目的として行われている信用保証協会のスキームがあります。新たな制度として、銀行が知財に質権を設定して融資を行い、当該融資が焦げついた場合には一定額を補填するような仕組みを構築すれば、銀行も知財融資を進めやすくなるのではないでしようか。

その際、参考になるのは、信用力に乏しい中小企業の融資を円滑に行うことを目的として行われている信用保証協会のスキームがあります。新たな制度として、銀行が知財に質権を設定して融資を行い、当該融資が焦げついた場合には一定額を補填する

現在、内閣府、経済産業省、金融庁が連携して、中小企業や中小企業を支援する金融機関が経営デザインシートを活用するのを支援するなど、金融庁における知財政策が行われていますが、更に進化させていただき、私の提案も検討していただきたいと思います

○梶山国務大臣 現行の信用保証制度においても、金融機関が知的財産を担保にして融資を行った場合に信用保証協会が保証を付与することは可能であります。

一方、先ほど来議論があるように、知財を活用した中小企業への融資も行われてきてはいますけれども、拡大の余地が十分あるものと承知をしております。

知的財産を担保とする融資をより一層促進するために、金融機関において知的財産の価値が適切に評価をされることが重要であります。このため、特許庁では、知財の外部専門家を活用して、金融機関等の取引先である中小企業が保有する知的財産の優位性などを分析した知的ビジネス評価書を作成し、金融機関等に提供する取組を実施してきています。

この制度の活用を金融機関等に促すことで、知的財産を担保とする融資の拡大を支援してまいりたいと思いますし、議員御指摘のように、各省庁がちよっと連携をしながら、金融庁とも連携をしながら、こういった形のものを広めてまいりたいと思っております。

○美延委員 大臣、是非よろしく願いたいと思います。

次に、一時支援金について伺いたいんですけれども、一時支援金の申請は、前回の一月の緊急事態宣言の発令に伴い、飲食店の時短営業や不要不急の外出や移動の自粛により売上げが半減した事

業者等を対象に、先月八日から申請が始まっており、一月弱が経過しております。

この一時支援金ですが、地元の有権者の陳情を受けて、四月二日の当委員会では、登録機関の事務局の対応の遅さについて質疑をさせていただきました。

申請開始から今日まで申請が伸び悩んでいると聞いており、私の地元でも、実際に、申請に關しての相談が数件あった程度で、支給されて助かったという声はほとんど聞かれません。

申請開始からこれまでの、直近の申請件数や支給実績を、持続化給付金と比較した上で数字を教えてください。

〔関芳委員長代理退席、委員長着席〕

○飯田政府参考人 一時支援金と持続化給付金の申請開始から直近、約五十日間でございますけれども、この申請件数についてお答えいたします。持続化給付金につきましては、昨年五月の一日に申請受付を開始いたしました。昨年六月十九日まで約五十日間の事務局の集計では、約二百二十二万件的申請を受け付けてまして、約百六十四万件的給付を行ったところでございます。

一時支援金でございますけれども、御指摘のとおり、三月の八日から申請の受付を開始いたしました。四月の二十七日までに、約十五万件的申請を受け付けて、約十一万件的給付を行ったところでございます。

○美延委員 これは、一時支援金と持続化給付金はそれぞれ支給概要が違いますので、単純に比較できるものではないというのは私も理解してまいりたけれども、私の地元でも好評であった持続化給付金と比べると、一時支援金の申請件数は十一万件と、少なさに驚きます。

この持続化給付金と比べた申請件数の数字の少なさを、申請が伸び悩んでいる根拠について、政府はどうお考えでしようか。

○飯田政府参考人 お答えいたします。御指摘のとおり、制度が違うものでございますので、一概にお答えすることはなかなか難しいと

思っておりますけれども、やはり一つには、本年一月の緊急事態宣言というのは、昨年ものとは異なりまして、発令された地域が十一都府県に限定されていて、これまでの経験に基づきまして、飲食につながる人の流れを制限する対策に重点を置いていたということ、おのずとその影響範囲もまた異なっているということが考えられます。

また、民間調査などによりまして、半導体の関連ですとか家庭向けの飲食料関連など、業種によつては景況感が改善しているというものもあるということでございます。

さらに、緊急事態宣言で特に売上げが大きく減少していると考えられる時短営業の要請を受けた飲食店の方々、これは協力の金の給付対象となっておりまして、一時支援金の申請対象ではないというところもあるかと思えます。

こういった状況ではございますけれども、他方で、支給対象であるか否かということを通じておられる事業者の方々もまだいらつしやるんじゃないかというふうにも思われますので、制度について事業者の皆様につきかりお伝えするというのも大切なことと思っております。

分かりやすいチラシでございますとか、登録確認機関を含めた団体、こういったものにそのチラシを設置することでございますとか、あるいは、本日、御覧いただけましたら、新聞に一面広告を全国紙に出させていたでいております。こういったマスメディアを通じた周知でございますとか、必要な方に必要な支援をお届けできるように、事業者の立場に立つた分かりやすい広報にも努めてまいりたいと考えてございます。

○美延委員 そこはしっかりと広報していただいで、本場に、皆さん、できるだけ、助けられる方はしっかりと助けるといふ体制をお願いいたします。

次に、昨日の地方創生委員会でも私、質疑させていただいたんですけれども、私の地元大阪の繁華街にある、ある地縁団体は、本来行政が行うべき自転車の駐輪対策として、長らく利益を度外視

して駐輪場の経営を行ってきました。コロナ禍によって収益が五割減となりました。持続化給付金の申請を行ったところ、みなし法人であるがゆえに申請をすることができなくなり、地元企業からの寄附金も底をついて、結果として本年の六月に閉鎖することとなりました。全く残念であります。

しかし、今回の自治法の一部を改正する法案で、土地を所有しない地縁団体にも法人格を付与されることとなりましたが、私の調べたところでも、認可地縁団体に法人格が付与されたとしても、持続化給付金のような支援策を受けられないとのことですが、これはどうなっているのか、ここを明確にしようと説明していただけますか。

○飯田政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とすることを目的としておりまして、やはり、この目的に合致する方々を対象として給付するというのが原則的な考えでございます。

御指摘ありました認可地縁団体でございますけれども、町内会、自治会などの地域的な共同活動を目的とする団体であって、不動産などを保有するために、市町村長の認可を受けて法人格を得たものであるということでございますが、その認可要件でございますけれども、こちらは、集会施設の管理とか地域社会の維持、形成に資する共同活動を行っていることなど承認しております。事業性の有無に着目したものではないというふうに承知しております。

持続化給付金の事業の審査は書類を基に行っておりまして、認可地縁団体などを含みます設立登記法人以外の団体につきましては、その活動実態が極めて多様でございます。書類によって外形的にその事業性を判断、審査する統一した基準を作ることが非常に難しかったということで、持続化給付金の対象に含めることはいたしませんでした。

他方で、大臣も御答弁いただきましたけれども、地方自治体などで、こういった認可地縁団体などの個々の事業実態を把握できる強みを生かして、当該活動の地域における意義を踏まえて、地方自治体独自で給付金や補助金の支援措置を講じているところもございます。地方創生臨時交付金なども活用いただきながら、それぞれの団体の地域における様々な活動が支援されることが重要だというふうに考えてございます。

○美延委員 今る説明いただいたんですけれども、正直なところ、これに関しては私は納得しておりません。ただ、もうこれ以上言っても仕方がないので次に進めさせていただきますけれども、東京、大阪、京都、兵庫に緊急事態宣言が発令となりました。コロナとの戦いはもう一年を超えて長期間にわたっておりまして、今回の急拡大の要因は変異株の発生と言っても過言ではないと考えております。コロナウイルスの変異株は感染力が強いことや若年層でも重症化する可能性があること、大阪では変異株のウイルスの感染者の約六〇％は三十代以下という発表もありました。

政府分科会の尾身会長は、明らかに今までは違うフェーズに入った、こうした状況では、感染を減少傾向に転じさせるためには、単に飲食の営業時間を短縮させるだけではなく、接触機会の削減や人が集まる場所を避けること、地域を越えた移動を控えてもらうなどの対策をパッケージで行っていくことが重要になると発言されたと承知しております。

今回の緊急事態宣言で、十七日間という過去二回の緊急事態宣言と比べて期間の短さや感染力が強い変異株ウイルスが広がる中で、今までと同じ対策では感染拡大を十分に抑えられないと思いますが、感染の拡大を防ぎ、国民の命を守ることは最重要なことだと考えます。

あわせて、休業を要請するのなら国がしっかりと補填、補償すべきだと考えます。つまり、要請と補償はセットで考えなければならぬと思います。が、緊急事態宣言を受けて、梶山大臣の、経済産

業大臣としての所感をお聞かせいただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 今回の緊急事態宣言は、ゴールデンウィークの短期集中対策として、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面における対策に加えて、人流の抑制につながる強い措置を講じるものであります。こうした措置を講じる上で、影響を受ける方々に対して支援を行うことは、議員御指摘のとおり重要なことと認識をしております。

先週二十三日の政府コロナ本部においては、大きな影響が出ている飲食や宿泊に加えて、今回の休業要請の対象となる小売や文化関係などの事業者に対しまして、資金繰り対策を積極的に行うこととされました。また、飲食店や休業要請に依じた大規模施設や売上げが減少した事業者については協力を金や支援金を支給することとされ、各省庁にそれぞれしっかりと取り組むよう、総理から指示があったところであります。

今ある中でどういったことが適用できるのか。一つの対策だけではなくて、合わせ技でどうしていくのか。例えば、他省庁の雇用調整助成金も含めた事業の継続であるとか雇用の継続、そういったことも含めて対応してまいりたいと思っております。私どものパンフレットにおいては、経産省所管外のものも含めて、企業やなりわいを維持していく皆様に対応できるように制度について、できる限り周知を図ってまいりたいと思っております。

○美延委員 よろしく願いいたします。

続いて、緊急事態発令に際し、中小企業支援策に関する質問をさせていただきます。

昨今、中小企業の倒産、それから廃業増加が懸念されております。株式会社帝国バンクの調査によれば、新型コロナウイルス関連倒産は、第三波や緊急事態宣言再発出の影響を受けて、昨年十二月以降急増しております。

具体的な数字を挙げますと、今日は資料をお配りさせていただきますが、倒産件数は全国で

千三百七十件。法的整理が千二百四十四件。具体的な内容は、破産千七百七十八件、会社更生法一件、民事再生法五十七件、特別清算八件。業種別に見ると、上位に位置するのが、飲食業二百二十五件、建設業二百二十二件、ホテル、旅館業八十七件、アパレル小売七十二件、食品卸売が六十七件。それから、都道府県別では東京が三百二十三件と最多。以下、大阪府百三十八件、神奈川県八十一件となっております。

また、東京商工リサーチの調査でも、コロナ関連破綻は、息切れや諦め型のほか、休業していた企業の債務整理などが進み、引き続き増加の勢いを強める可能性が高いとされています。

今回の緊急事態宣言の影響を受けて、今後、資金繰り支援や融資制度を必要とする事業者が更に増加すると見込まれますが、これまでの政府の資金繰り支援を受けてきた企業には過剰債務という問題も発生しており、コロナ禍の収まらない経済情勢の下では、今後、返済が始まるにつれ経営破綻に追い込まれる企業が突出することも懸念されております。また、融資が可能であっても、返済できるかどうかという不安があったり、高齢化で後継者のいない事業者であったりする場合、廃業を決断せざるを得ない実態があるとも聞いております。

資金繰り支援は、その後の対応を誤れば、過剰債務問題、倒産の連鎖につながるかねえと思われれます。今後の中小企業の資金繰りについてどのような見通しを持っておられるのか、教えてください。

○飯田政府参考人 お答えいたします。

中小企業の資金繰りについてでございますけれども、経済産業省は様々な手厚い資金繰り支援をこれまで行ってまいりました。実質無利子融資の申請件数も、昨年四月から六月でピークとなったわけでございます。足下では、年度末の資金需要などを理由に、申請件数は一時増加しましたものの、ピーク時と比べれば大幅に減少している状況でございます。

それから、コロナの影響が長期化する中で、中小企業の資金繰りD-Iでございますけれども、コロナ前と比較すると、業種によっては依然厳しい状況にはございます。二〇二〇年四月―六月期のマイナス四・三、これが底であつたわけでございますけれども、今年の一―三学期で見ますと二〇・六と、改善傾向にはございます。

他方で、事業者の業績は、業種や個別企業ごとにかなり様々でございます。先ほどもちよつと申し上げましたけれども、日本商工会議所の三月の調査ですと、例えば半導体関連ですとか家庭向けの飲食料品関連ですとか、好調であるということでございます。また、東京商工リサーチの調査ですと、三月ですけれども、約三分の二の中小企業が、コロナ禍前の二〇一九年と比べて、売上げが増加しているというお話もございます。

様々でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、企業の不安感を払拭するためにも、当面の資金繰りの万全を期すために、梶山大臣、麻生大臣とともに、政府系、民間金融機関などに対して、据置期間などが到来する既往債務のリスクについて長期の延長を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うことなどを累次にわたって要請しているところでございます。

○美延委員 そこはしっかりとやらしてもらいたいと思うんですけれども、結論から言つて、融資ではなくて持続化給付金のような直接助成ができる、手元資金が少ない中小零細企業の不安を払拭するような支援の必要性が、私はやはり、この事態になつたらあると思うんですけれども、梶山大臣、どうお考えか。

○梶山国務大臣 持続化給付金は、昨年の状況の中で、使途を限定しないという形で全国対象に、また全企業対象にしたものでありますけれども、今回の蔓延防止対策等はやはり地域が限定をされているということもあり、その中でのでき得る限りの対策は立てていかなければならないと思っております。

ただ、今業況が悪い観光業であるとか、また飲食業、そういったところの融資も五年の据置期間があつたんですけれども、できるだけ早く返したいということで、一年以内での設定というものが非常に多いということを開いております。こういったものの条件変更について柔軟に行うこと、さらにはまた、中小企業といえども、資本性の資金の融資であるとか、そういったものも含めて考えてまいりたいと思ひますし、でき得る限りの対策、私どもで考えてまいりたいと思ひております。

○美延委員 是非、大臣、よろしく願ひいたします。これに関しては、また改めて質疑をさせていただきます。

本日はこれで終わります。ありがとうございました。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしく願ひいたします。

本日は、二十五分間お時間をいただいておりますので、先日、政府の方で発表されました、二〇三〇年に向けた温室効果ガスの削減目標、四六％という数字について質問をさせていただきますと思ひております。

まず、大臣にお伺ひをしたいと思います。先日、総理の方が気候変動サミットの中でも発言をされましたけれども、二〇三〇年までに二〇一三年度比マイナス四六％という目標を目指す、さらには、五〇％という高みを目指して努力をするというような趣旨の御発言をされましたが、この発言、当然、対外的に総理が発言されましたので、政府としてもオーソライズされたものというふう

に理解をしておりますが、それでよいかどうかというところをまず確認させていただきます。

○梶山国務大臣 先週、地球温暖化対策本部、また気候変動サミットにおいて、菅総理は、二〇五〇年目標と整合的に野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六％削減することを目指す、さらに、五〇％の高みに

向けて挑戦を続けていくということを表明いたしました。

今後、この総理の発言に沿つて検討を進め、パリ協定に基づく二〇三〇年の削減目標として国連に提出すべく、政府としての正式な決定を別途行うこととなります。

経済と環境の好循環を生み出し、二〇三〇年の野心的な目標に向けて力強く成長していくために、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の見直しや、投資を促すための刺激策など、集中的に議論を行い、結論を出してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、世の中のにも、この新たな二〇三〇年目標が設定されたということは大変に大きな注目を集めております。特に産業現場からは、その実現可能性について、ある種の懸念、不安と、それによる産業変革への期待、こういったものが入り交じつた感情が今現場にはあるというふう

に理解をしております。

今大臣の答弁にもありましたように、今回、一つ、第一印象として思ひますのは、とすると、政治主導的な、政治判断的な要素が大変強く見受けられるところであります。

ただ一方で、産業現場からは、今申し上げたような懸念や不安もありますので、その不安を払拭するための質問をこれからさせていただきますというふう

に思ひます。

まず、この四六％という目標なんです、一つ、どのような会議で決定されたものなのか、決定に至るプロセスについて少し詳細に御紹介をいただければと思ひます。よろしく願ひします。

○矢作政府参考人 お答えいたします。

二〇三〇年に向けましては、これまで、地球温暖化対策計画の見直しに向けました中央環境審議会それから産業構造審議会の合同会合、それからエネルギー基本計画の見直しに向けました総合資源エネルギー調査会等におきまして、二〇五〇年カーボンニュートラル目標に向けた議論が進め

られているところでございます。

例えば、環境省と合同で開催している、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた今後の気候変動対策、あるいは、農林水産分野それから廃棄物分野等における地球温暖化対策の取組、それから、代替フロン等四ガスの削減対策、こういった論点について検討を逐次重ねていくところでございます。

また、総合資源エネルギー調査会におきましては、例えば二〇三〇年の省エネ量の見直しにつきましては、従来の五千三百万キロリットル、こういった見直しから、五千八百万キロリットルへの深掘りを見込んで、更なるその深掘りを検討する。あるいは、再生エネルギーの拡大につきましては、環境アセスの要件緩和などの政策強化、こういったものも含めまして、約二千九百億キロワットアワー、電源構成にしますと三割前後程度、こういったものを数字として示す。その上で、更なる政策対応によつてどの程度の導入拡大が見込めるか、こういった議論を重ねてございます。

それから、原子力につきましても、国民の信頼回復に努めて安全最優先の再稼働を進める、あるいは石炭火力につきましては、安定供給確保を大前提に、できるだけ電源構成の比率を引き下げていく、こういった詳細な議論を重ねていくところでございます。

こういった議論の積み重ねを踏まえまして、二〇五〇年カーボンニュートラルに整合させるよう、野心的な目標として、四月二十二日の地球温暖化対策推進本部におきまして総理より表明されたというふう

に考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、幾つか会議体を紹介していただきました。中央環境審議会、産業構造審議会、そして総合資源エネルギー調査会等での検討をしてきたということですが、私の手元には、先日、三月三十一日に行われた第一回気候変動対策推進のため

の有識者会議の際に配られた資料がございます。

これは事務局資料なんです、この中を見ますと、今おっしゃっていったようなそれぞれの会議の名称が書かれているんですが、よく事務局から話を聞いてみますと、今答弁の中にもあったように、例えば環境アセスについては中央環境審議会、そして総合資源エネルギー調査会ではまた別のテーマで検討が重ねられているとか、本当に会議ごとに取り扱うテーマがばらばらで、どこで何を議論しているのが産業現場からすると非常に分かりづらいし見えづらい、こういう課題があります。

これから九年後の話、二〇三〇年というのは九年後の話ですので、産業現場と足並みをそろえて、心を合わせて取り組んでいくためには、政府で今何が議論されていて、どういう方向性なのかという情報公開という部分には、より一層気を遣っていただきたいと思うんです。

例えば、内閣官房ですとか経済産業省、環境省のホームページからそれぞれの調査会や審議会のホームページに入り、議事録をチェックすることはできますが、これを是非一か所にまとめたいたただくなり、そういった対策をこれから取っていただけないものか、そういう声をいただいているんです、いかがでしょうか。

○矢作政府参考人 お答えいたします。

政府のこれまでの議論につきましては、御指摘いただきましたように、各省のホームページでそれぞれの審議会の資料等を公表しているところでございます。

ただ、御指摘のありましたような、どのような分かりやすいやり方があるか、しっかりと検討していきたいと思っております。

○浅野委員 是非お願いいたします。

これはすごく細かな話なんです、国民あるいは産業現場から見たら、知るすべはそこしかほばないわけですね。ですから、情報公開をしっかりと行っていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移りますが、これまで

は、二〇三〇年時点での温室効果ガス削減目標の数値は、二〇一三年度比マイナス二六％という数字でありました。これを策定したときに、どういう根拠に基づいてマイナス二六となったのか、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

○矢作政府参考人 お答えいたします。

昨年三月に提出いたしました現行の我が国のNDC、これの中では、二〇一五年に策定した約束草案の、二〇三〇年度に温室効果ガス排出量を二〇一三年度比二六％削減する、この目標を確実に達成する、その上で、この水準にとどまることなく、削減努力を追求していくというふうに記載してございます。

この二六％削減という水準は、二〇三〇年度目標として、現行のエネルギーミックスと整合的に、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏づけのある数字として示したものでございます。

具体的に申し上げますと、二〇三〇年でのエネルギーミックスにおきましては、再生可能エネルギーの電源比率は二二から二四％、あるいは原子力発電は二〇から二二％とされている等々、その内訳が現行のエネルギーミックスで記載してございます。これによりまして、エネルギー起源の二酸化炭素排出量は、二〇一三年度比で二五％削減できると見込んでございます。

このほかの非エネルギー起源の数値等々も、そこに記載しているという状況になってございまして、

○浅野委員 ありがとうございます。

本日お配りしております資料の三を御覧いただきたくんですが、こちらには、部門別のCO₂排出量の現状と目標ということで、二〇一三年度の実績と二〇一九年度の実績、そして、これまでのNDC、二〇三〇年時点でのマイナス二六％を達成した場合のCO₂排出量が部門別に掲載されてございます。

今答弁いただきましたように、マイナス二六％によって達成する目標のときには、かなりの裏づけ

けをして、積み上げ型といましようか、実現可能性が十分にあるというものであります。

ただ、今回の二〇三〇年の新たな目標は、そうではない。先ほど大臣からも答弁いただきましたように、かなり、積み上げというよりは、政治主導でまず目標を決めて、そこにどうたどり着くかはこれから考えるんだ、そういうような話でありまして、積み上げ型から、まず目標を設定してバックキャストで実現方法を探るというやり方に大きく政府の目標設定の在り方が変わったものというふうに理解をしております。

次の質問に移りますが、じゃ、マイナス四六％という数字が一体どこから浮かび上がってきたのかというところについて、まず答弁をいただきたいと思えます。

○梶山国務大臣 先ほど申し上げましたのは手続の話ということでありまして、国連への提出については、政府としての正式な決定を別途行う必要があるということでありまして、

ですから、あとは、本来ですと、NDCというのはCOP26までに出すものということでありまして、アメリカまたEU等が先行して出していくような方針もありました。ただ、それに対しては、私も積み上げをしてきたということでありまして、産業界との対話というものは、私どもの、経産省で続いているところでありまして、

二〇三〇年に向けては、総合資源エネルギー調査会、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合等において、二〇五〇年のカーボンニュートラル目標を踏まえて議論が進んでいるということ、先ほど矢作審議官からも説明があったかと思えますけれども、例えば、従来の省エネ量の見通しを五千三十万キロリットルから五千八百万キロリットルに深掘りをしていく、そして、再エネの拡大に向けても具体的な数値を可能性として上げております。これが、削減率、どういった形でつながるかということも説明をしております。

また、原子力の活用ということ、火力発電の

フエードアウトということ、そういったものも含めて、あとは、私どもの担当外ですけれども、非エネルギー分野、先ほど委員から提出された資料にもありますけれども、非エネルギー分野がどのくらい可能かということも含めて総理が判断をされたということでありまして、私どもとしては積み上げはしてきているということで、更にまたそれを精緻なものにしていく、正式なものとして国連に提出をするということになります。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

経済産業省の中では、今大臣がおっしゃられたように、かなり、各分野ごとにどこまで減らせるかということを検討してきて、積み上げをしてきたと。ただ、今回、総理が決断をされた四六という数字自体はその積み上げられる量を超えているという理解を私はしているんですけれども、なかなか、今の御説明を聞いても、じゃ、そもそも何で四六なのかということについては答えが見出せていない状況であります。

少し、私もいろいろ話を伺いまして、御紹介させていただきまして、二〇一八年に、IPCC、気候変動に関する政府間パネルが作成した一・五度特別報告書というのがございます。この中で、気候変動に関する国連枠組み条約に加盟する全ての国がもし二〇三〇年までにCO₂排出量を四五％減らせば、そして二〇五〇年までに正味ゼロを達成できれば、この地球温暖化を一・五度に抑えることは不可能ではないというような趣旨の記載をしているんです、この一・五度特別報告書の中で。まず、この中で二〇三〇年でマイナス四五％という数字が出てきたわけですね。

さらに、日本の場合なんです、今のは世界共通でこういう目標はどうですかという提案がされたという話なんです、日本国内では、二〇一三年度の実質排出量は十四億八百トンでありました。これを二〇五〇年にゼロにするといったときに、二〇一三年の十四億八百トンから二〇五〇年のゼロというところに、一直線、直線を引くんですね。それで、じゃ、二〇三〇年段階でどの程度

の量かというのを算術的に出しますと、大体七・五億トン、ちょうどマイナス四五％になるそうなんです。ですから、国際的にこういう目標はどうですかというふうに提案をされた四五％という数字と、もし日本が二〇一三年から五〇年まで直線的に二酸化炭素を減らした場合には、ちょうど二〇三〇年段階では四五％ぐらい減ることになるというところで、ある程度整合が取れるわけです。

ですから、私は、四五％という数値自体には、余り、とつびな点といえますか、ある程度これまでの議論や国際的な提案の中からも予想ができた水準ではないかと思うんですが、ここからは、じゃ、なぜ四五％じゃなくて四六なんだというところが今気になっているところであります。政治判断のさじ加減の範疇だという話なのか、あるいはそこに日本政府としての何らかの意図があるのかということですが、これに関して、なかなか答えにくいのもかもしれませんが、もし答弁できましたらお願いいたします。

○矢作政府参考人 お答えいたします。

どうやって総理の御表明された数値に至ったかという点につきましては、先ほど来答弁させていただきましたとおり、いろいろな議論を積み重ねた上で総理が御決断されたということだと思っております。

一方で、今お話のあった、IPCCのお話、これは幾つかのベースが、例えば、IPCCの議論というのは、温暖化ガス全体ではなくて、二酸化炭素、その部分についての分析であったり、議論に幅がある。例えば、二〇三〇年まで、二〇一〇年水準から、例えば四〇％から六〇％、こういう幅を持つて減少した場合、地球温暖化を一・五度に抑えられるという可能性が高い、こういった議論の展開になってございます。

したがって、結果からいって、この四六％という水準、これはそのIPCCの報告書と見比べましても、二〇五〇年カーボンニュートラルを目指す上で整合的という、その言える材料にはなるだろうというふうには考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

ですから、今日の議論の、これまでの議論の中で、四五か四六かというところはあるんですけど、おおよそ四五％前後というのが二〇三〇年段階で目指すべき水準だということは、ある一定の妥当性はあると思うんです。問題は、これからそれを実現できるかどうかですから、その計画の具体化作業というのが大変重要になってくると思っています。

先ほど大臣も、COP26に向けてというような御発言もありましたけれども、これからどのような日程感、スケジュール感でこの具体化が進んでいくのか、教えていただきたいと思えます。

○矢作政府参考人 お答えいたします。

経済産業省といたしましては、総理の御発言を受けまして、これから、御指摘の目標達成に向けて、具体的な方策、計画、これにつきまして、エネルギー基本計画の議論、あるいは地球温暖化対策計画の見直しの中で検討を進めていきたいというふうに思っております。

具体的には、現在進められているエネルギー基本計画の見直しの中で、SプラススリーEのパラメータを取ることを大前提に議論を進めていきたいと思っておりますけれども、それから、地球温暖化対策計画、この見直しに向けては、これは経済産業省だけでなく、各省庁含めまして、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合について集中的に議論を進めたいと思っております。

特に、エネルギー基本計画の見直しにつきましては、総合資源エネルギー調査会、この基本政策分科会、これは本日もこれから開催する、このエネルギー基本計画の見直しだけでも十一回目になるというところでございますけれども、こういったことも含めて、今後も議論を加速してやっていきたい。

タイミングにつきまして、今決まっているものがあるわけではございませんけれども、今後も六月のG7サミット、あるいは十一月のCOP26、

こういった一連の国際会議が予定されている中で、今言ったように議論を集中して、加速化して進めていきたい、このように考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。是非、計画、具体化されましたら、その都度、先ほど申し上げた分りやすい方法で、国民に対しても、産業現場に対しても、周知をいただきたいと思えますので、よろしく願います。

残りの時間は、少しテーマを変えまして、水素の話に移りたいと思います。

これからカーボンニュートラル社会を目指すに当たっては、燃料の大規模な転換というのが必要になってまいります。今、これまでもそうでしたが、注目されているのは水素。私自身は、今、水素以外にも合成燃料やメタン、メタノール、そしてアンモニア、こういったものが次世代の燃料として活用できるんじゃないかと議論が進んでおりますが、いずれの次世代燃料も、原料としては水素をベースに、触媒で反応させて、メタンやメタノールやその他の物質に変換する。ですから、水素というのは非常に基本的な物質でありまして、これをいかに確保できるかというのが安全保障上も大変重要になってくるというふうに思います。

通告していた順番を少し入れ替えさせていただきましたが、水素の製造方法として今少し注目が集まっているのは、HTTR、高温ガス炉の活用による水素製造であります。

今日の資料の最終ページに関連記事を掲載させていただいておりますが、赤線が引いてあるところを御覧いただきたいと思います。HTTRによつて大量、安価に水素を供給できる可能性があるということ、そして、五〇年に天然ガス並みの価格を実現することを目指して、今研究が進められているということでもあります。

この高温ガス炉を使った水素製造というのが今どこまで進んでいるのか、そして、今後コストの面でどの程度の競争力を持ち得るのか、最新の状況を教えていただきたいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

水素を社会実装していくためには、大規模でかつ安価に水素を製造、供給することが重要だと考えておりまして、その中で、高温ガス炉というのは、通常の原子力の軽水炉と異なりまして、冷却材にヘリウムを使うということで非常に安全であるとともに、七百度、八百度といった非常に高温になり、その高温の熱を利用した水素製造ということで今注目を浴びてきているところでございます。大量かつ安価なカーボンフリー水素製造の可能性があるというふうに我々も認識しているところでございます。

日本の中では、委員御指摘のように、JAEAが高温工学試験研究炉、いわゆるHTTRということを保有着としてございます。高温ガス炉の分野では、世界の中でも先駆けてこの研究開発を進めてきているところでございまして、まさにその施設を活用した形で水素製造の技術開発ができないかということの検討に今着手したところでございます。

二〇三〇年までに大量かつ安価なカーボンフリー製造に必要な要素技術の開発を目指す、開発を支援していくということについて、昨年末に公表しましたグリーン成長戦略においてもこの実行計画を示したところでございます。

水素製造については、コストがやはり大変重要になってまいります。お示しいただきましたように、ノルマル立米十二円ということをJAEAの方でも、これは水素製造に加えて発電とか熱供給も併用することが前提になるわけでございますが、いわゆる天然ガス価格並みにするという試算も示されてございます。

実用化に向けては製造コストの低減も重要な課題でございます。この試算も念頭に置きながら、高温ガス炉を用いた水素製造技術の開発を支援していきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 水素の国内製造というところに関しては、ほかにもいろいろな手段がありますが、是非、経済産業省としても、二〇三〇年に向けて強

力に支援をいただきたいと思ひます。

あと、最後になりますが、エネ庁が作成した二〇三〇年に向けたエネルギー政策の在り方という資料が最近出ました。これの二百八十八ページを見ますと、今、水素のこれからの供給の在り方として、一つは再エネなどを用いた国内での製造、そしてもう一つは海外からの大規模輸入という二つのアプローチが提言されているんですけども、これは是非、国内製造が大変重要だと思ひますし、優先順位も高いと思ひますので、その姿勢を明示していただいて、国内製造に対する産業界の投資促進というのは是非進めていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひますが、大臣、よろしいですか。

○梶山国務大臣 海外から大部分を輸入している化石燃料に代わって今度は水素を輸入するということでは、日本の将来というのはいさゝか暗いものになってしまふ。やはり国内製造というものを考えた上で、コストをいかに低減できるかということとを、技術開発も含めて、全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。梶山経済産業大臣。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

〔本号末尾に掲載〕

○梶山国務大臣 御説明に先立ちまして、法案の条文案に四か所、条文案以外の参考資料に二十か所の誤りが判明したことにつきましては、国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として、

誠に申し訳なく、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。今後このようなことがないようにしっかりと対応してまいります。

ただいま議題となりました産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済が戦後最大の落ち込みを記録する中、厳しい状況に置かれている事業者に対し、引き続きその事業継続や雇用の維持に必要な支援を行っていく必要があります。他方、世界各国で新たな日常への模索が続く今こそ、我が国が旧態依然とした経済社会システムから本格的に脱却し、グローバルな構造変化へと一気に適応していくチャンスでもあります。

成長戦略としての二〇五〇年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、新たな日常に向けた事業再構築など、山積する課題に対し必要な取組を進めることで、我が国産業界の持続的な発展を図ることが重要です。さらに、人口が急速に減少する中、地域の経済や雇用を支える小規模事業者の持続的な発展を図りつつ、中小企業から中堅企業への成長を促すことで海外で競争できる企業を増やしていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、産業競争力強化法の一部改正等です。

第一に、グリーン社会への転換のための施策を講じます。カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を認定し、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への投資や、生産工程等の脱炭素化を進める設備への投資に対する税額控除や計画の実施に必要な借入れに対する利子補給を措置します。

第二に、デジタル化への対応のための施策を講じます。デジタル技術を活用した全社レベルのデジタルトランスフォーメーションに関する事業者の計画を認定し、クラウド技術を活用したソフト、ハードのデジタル関連投資に対する税額控除

などの措置を講じます。

第三に、新たな日常に向けた事業再構築のための施策を講じます。コロナ禍などで赤字を被った企業が、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、事業再構築等に取り組む場合に、事業者の計画を認定し、繰越欠損金の控除上限の引上げなどの措置を講じます。

このほか、コロナ禍を踏まえ、バーチャルのみで株主総会を開催することができるとの特例や、大型ベンチャー企業への債務保証制度、事業再編、事業再生の円滑化等に関する制度を措置します。

次に、中小企業等経営強化法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び下請中小企業振興法の一部改正です。

第一に、中堅企業への成長促進のための施策を講じます。中小企業の積極的な事業や規模の拡大を促進する経営革新計画の承認制度等について、新たな支援対象類型を創設し、金融支援等を措置します。

第二に、中小企業の経営資源の集約化のための施策を講じます。MアンドAに先立ち実施する調査に係る事項を記載した経営力向上計画を認定し、MアンドA後の簿外債務等のリスクに備えるために積み立てた準備金の金額の損金算入や金融支援を措置します。あわせて、中小企業が所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を五年から一年に短縮する特例を措置します。

第三に、中小企業等の経営基盤の強化のための施策を講じます。中小企業者と連携して事業継続力の強化に取り組む中堅企業に対し、金融支援等

を措置します。あわせて、フリーランスに見られる取引を始め、より広い取引を下請中小企業振興法の対象とする等の措置を講じます。

また、これらの措置に加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○富田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○富田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る五月十二日水曜日午後一時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る五月七日金曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

正午散會

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

（産業競争力強化法の一部改正）

第一条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進」第六條「第十四條」を
「第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の四條」を
第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進（第五條の二―第十四條）
第二節 新技術等効果評価委員会（第十四條の二―第十四條の六）

推進

に、「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める。

一

第二条第二項中「であつて、」の下に「第八条の四第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は」を加え、同条中第三十項を第三十一項とし、第十二項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 新技術等（我が国において産業競争力を特に強化すべき事業分野に属する事業活動において用いようとする革新的な技術又は手法であつて、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性のあるものをいう。以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下この号、第八条の二第三項第四号及び第八条の三第三項において「参加者等」という。）の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

二 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合にあつては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分

析及びその結果の検討を行うものであること。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第二章中第六条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

（基本方針）

第五条の二 政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下この条、第八条の二第四項第一号及び第九条第四項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新技術等実証及び新事業活動の意義に関する事項

二 新技術等実証及び新事業活動の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 第八条の二第一項に規定する新技術等実証計画及び第九条第一項に規定する新事業活動計画の認定に関する基本的な事項

四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を改

更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第六条第一項中「受けて」の下に「新技術等実証又は」を加え、同条第二項中「当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において」を削り、「必要が」を「ことが必要かつ適当で」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき、又は適当でないとき、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たつては、新技術等効果評価委員会（第十四条の二の新技術等効果評価委員会をいう。以下この節において同じ。）の意見を聴くものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たつて必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

第六条第六項及び第七項を削る。

第七条第一項中「新事業活動を」を「新技術等実証又は新事業活動を」に改め、「その実施しようとする」の下に「新技術等実証又は」を加え、「に關する」を「（以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。）に關する」に、「この条及び第十四条」を「この節及び第四百七十七條第一項に」、「新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該」を「新技術等実証又は新事業

活動等に対するこれらの」に改め、同条第二項中「当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に關するものであるときは」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の次に次の三条を加える。

（新技術等実証計画の認定）

第八条の二 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新技術等実証の目標

二 次に掲げる新技術等実証の内容

イ 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

ロ 第二条第三項第一号に規定する実証の内容

ハ 第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

三 新技術等実証の実施期間及び実施場所

四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 第二条第三項第二号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

七 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置

第一類第九号 経済産業委員会議録第十号 令和三年四月二十八日	の内容 八 その他新技術等実証の実施に関し必要な事項 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。 （認定証の交付等） 第八条の三 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者（以下「認定新技術等実証実施者」という。）に対し、認定証を交付するものとする。 2 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 認定の年月日 二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間 四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同	意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。 4 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。 （新技術等実証計画の変更等） 第八条の四 認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新技術等実証計画」という。）に従つて新技術等実証を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 主務大臣は、認定新技術等実証計画が第八条の二第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定新技術等実証実施者に対して、当該認定新技術等実証計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。 4 主務大臣は、前二項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。 5 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主務大臣に返納しなければならない。 6 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。 第九条第一項中「この条、次条及び第四百四十九条において」を削り、同条第三項第四号中「第十一条」を「第十二条」に、「の適用」を「（新事業活動に係るものに限る。）の適用」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。 この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。 第九条第四項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 第九条中第五項を削り、第六項を第五項とする。 第十条第三項に後段として次のように加える。 この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。 第十条第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新事業活動実施者に通知するとともに、公表するものとする。 第十二条を削る。 第十一条中「認定新事業活動実施者」を「認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は認定新事業活動実施者」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。 （情報の提供等） 第十一条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間又は認定新事業活動実施者が新事業活動を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者又は当該認定新事業活動実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。 第十三条中第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の關係行政機関の長を「主務大臣（第	六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）に改め、「及び第二項」を削る。 第十四条第一項中「第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の關係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動」を「主務大臣（第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置若しくは第七条第一項の規定による求めに係る法律及び法律に基づく命令又は第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、新技術等又は新事業活動等」に改め、同条第二項第二章に次の一節を加える。 第二節 新技術等効果評価委員会 （新技術等効果評価委員会） 第十四条の二 次に掲げるものを行うため、内閣府において「委員会」という。）を置く。 一 新技術等実証及び新事業活動に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価 二 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価 三 前二号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項 （所掌事務） 第十四条の三 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。 3 委員会は、前項の勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。 4 主務大臣は、第二項の勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない
---------------------------------------	--	--	--

い。
(委員)
第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)
第十四条の五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは新事業活動計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)
第十四条の六 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第四項中「関係行政機関の長の下に〔当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。〕を加える。」
第十九条第一項中「第四百七十七条第一項第二号」を「第四百七十七条第五号」に改める。

第三十二条第五項中「社債、株式等の振替に關する法律」の下に「平成十三年法律第七十五号」を加える。

第三十六条中「社債」を「社債(社債、株式等の振替に關する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第百一条第一項第六号において同じ。)」に改める。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 場所の定めのない株主總會等の活用

第六十六条 金融商品取引法第二十条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株

式を発行している株式会社(以下この条において「上場会社」という。)は、株主總會(種類株主總會を含む。以下この項及び次項において同じ。)を場所の定めのない株主總會(種類株主總會にあつては、場所の定めのない種類株主總會。以下この項及び次項において同じ。)とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主總會を場所の定めのない株主總會とすることができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法第三百二十五条において準用する場合を含む。))の規定により株主が株主總會を招集する場合にあつては、当該株主が場所の定めのない株主總會を招集する場合(その招集の決定の時に前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く。)における同法第二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九条第四項、第三百七条並びに第三百十八条第一項(これらの規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。))並びに同法第三百四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百九十八条第一項各号列記以外の部分	次に掲げる事項
第二百九十八条第一項第一号	場所
株主總會を場所の定めのない株主總會とする旨	次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項

第二百九十八条第四項	第一項各号に掲げる事項	産業競争力強化法平成二十五年法律第九十八号)第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第一項各号に掲げる事項及び同項の経済産業省令・法務省令で定める事項
第二百九十九条第四項	前条第一項各号に掲げる事項	産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項各号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項
第三百七条	決議があつた場合には	決議があつた場合(場所の定めのない株主總會の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害により当該議事に著しい支障が生じる場合には当該場所の定めのない株主總會の議長が当該場所の定めのない株主總會の延期又は続行を決定することができる旨の決議があるときに、当該決議に基づく議長の決定があつた場合を含む。)には
第三百十八条第一項	法務省令	経済産業省令・法務省令
第三百四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項	第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項	産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項
3 第一項の規定による定款の定めがある上場会社についての会社法第二十九条、第三百四十八条第三項、第三百九十九条の十三第五項、第四百十六條第四項、第四百八十二条第三項及び第四百九十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。	違反しないもの	違反しないもの並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六条第一項に規定する事項
第二十九条	違反しないもの	違反しないもの並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六条第一項に規定する事項
第三百四十八条第三項第三号及び第四百八十二条第三項第三号	含む。)に掲げる	含む。)に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項(第三百二十五条において準用する

第三百九十九条の十三第五項第四号及び第四百十六条第四項第四号	事項	場合を含む。の経済産業省令・法務省令で定める 事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項の経済産業省令・法務省令で定める事項
第四百九十一条	規定中	規定並びに産業競争力強化法第六十六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用するこの法律の規定中

第七十六条中「第二十九項」を「第二十九項」に改める。

第七十八条中「第二十九項第二号」を「第二十九項第二号」に改める。

第七十條第二項及び第三項中「平成四十六年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改める。

第一百二十二条第一項中「第二十二項」を「第二十三項」に改める。

第一百二十七条第三項第三号中「第二十五項第二号」を「第二十六項第二号」に改める。

第二百九条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同号ロ中「第二十四項第四号」を「第二十五項第四号」に改める。

第三百三十二条第一項及び同条第二項の表第三項第三項の項中「第二十八項」を「第二十九項」に、「第二十九項」を「第三十項」に改める。

第四百四十一条第一項中「又は」の下に「認定新技術等実証実施者」を、「認定連携創業支援等事業者」の下に「認定新技術等実証計画」を加え、「新事業活動」を「新技術等実証、新事業活動」に改める。

第四百四十四条第一項中「主務大臣は」の下に「認定新技術等実証実施者」を、「対し」の下に「認定新技術等実証計画」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第四百四十七条第一項第一号を次のように改める。

一 第六条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

第二百四十七條第一項中第八号を第十一号とし、第二号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 第七條第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

三 新技術等実証計画に関する事項 新技術等実証計画に記載された新技術等に係る事業を所管する大臣並びに新技術等実証計画に記載された第八條の二第三項第六号に規定する法律及び法

律に基づく命令を所管する行政機関の長

四 新事業活動計画に関する事項 新事業活動計画に記載された新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された第九條第三項第四号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

第四百四十七條第三項中「第六條第二項及び第三項」を「第八條の二第三項」に、「第五項並びに第十條」を「第十二條」に改める。

第四百四十九條中「対し」の下に「第八條の二第一項の新技術等実証計画の認定」を加える。

第五百五十六條第三号中「第二項又は第四項から第六項まで」を「又は第三項から第五項まで」に改める。

第二条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二

「第一節 新たな事業の開拓

第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果十一條」を
第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進（第二十一條の二―第二十一條の十

第三款 研究開発施設等の活用（第二十一條の十二）

第一節の二 事業適応の円滑化（第二十一條の十三―第二十一條の二十八）

果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一條）

二）に、「第四十八條」を「第四十六條」に、「第四十九條

―第六十五條を「第四十七條―第六十五條の六」に改める。

第二条第二項中「別に法律で定める」を「この

法律又は他の法律に規定する」に改め、同条第

五項中「開拓」の下に「事業適応」を加え、同条

第六項中「第九項を「第十五項」に改め、同条中

第三十一項を第三十五項とし、第十八項から第

三十項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十七項

中「第四十九條第一項第二号」を「第四十七條第

一項第二号」に改め、同項を同条第二十一項と

し、同条第十六項中「第四十九條」を「第四十七

條」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中

第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項

とし、第十三項を削り、同条第十二項第一号ワ

中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を

同条第十七項とし、同条中第十一項を削り、第

十項を第十六項とし、第九項を第十五項とし、

第八項を第十項とし、同項の次に次の四項を加

える。

11 この法律において「革新的技術研究成果活

用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら

行った革新的な技術の研究の成果を活用して

行う事業活動であつて、その実施のために外

部からの資金の借入れを受けることが特に必

要なものとして経済産業省令で定めるものを

いう。

12 この法律において「事業適応」とは、事業者

が、産業構造又は国際的な競争条件の変化そ

の他の経済社会情勢の変化に対応して、その

事業の生産性を相当程度向上させること又は

その生産し、若しくは販売する商品若しくは

提供する役務に係る新たな需要を相当程度開

拓することを目指して行うその事業の全部又

は一部の変更（取締役会その他これに準ずる

機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの

二 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの

三 エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの

13 この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応(前項第三号に該当するものに限る)に資する設備として主務省令で定めるものをいう。

14 この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応(第十二項第三号に該当するものに限る)を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。

第二条第七項の次に次の二項を加える。

8 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。

9 この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを旨として自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三条から第五条までの規定中「開拓」の下に「事業適応」を加える。

第九条第三項第四号中「第十二条」を「この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十二条」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第十一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む)の通知又は承諾(以下この項において「債権譲渡通知等」という。)が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画(次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る)に従つて提供する情報システム(次の各号のいずれにも該当するものに限る)を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七條第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもつて確定日付とする。

一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 前項の規定は、債権を目的とする質権の設定(現に発生していない債権を目的とするものを含む)の通知又は承諾について準用する。

3 第一項の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七條第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七條第二項」とあるのは、「第五百条において準用

する同法第四百六十七條第二項」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定は、信託法平成十八年法律第百八号)第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七條第二項」とあるのは、「信託法(平成十八年法律第百八号)第九十四條第二項」と読み替へるものとする。

第十一条の三 主務大臣は、第九条第三項第四号に掲げる事項として前条に規定する規制の特例措置を記載した新事業活動計画について第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者の氏名、商号又は名称及び住所を公示するものとする。

2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、第十条第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第 節 新たな事業の開拓

第三章第一節第十五条の前に次の款名を付する。

第一款 特定新事業開拓投資事業

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

第十五条の見出し中「及び」を、「外部経営資源活用促進投資事業及び」に改め、同条第一項中「次項第二号」を「次項第三号」に、「及び特定研究成果活用支援事業」を、「外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業」に、「この条、次条第三項第一号及び第十九条第三項第一号」を「この款に改め、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項

第十六条第三項第一号中「当該特定新事業開拓投資事業計画」を削る。

第十七条の次に次の三条を加える。

(外部経営資源活用促進投資事業計画の認定) 第十七条の二 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者(投資事業有限責任組合を含む)は、当該外部経営資源活用促進投資事業に関する計画(以下この条、次条及び第百四十九条において「外部経営資源活用促進投資事業計画」という)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 外部経営資源活用促進投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という)によつて成立させようとする投資事業有限責任組合(当該者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合)に関する事項

二 外部経営資源活用促進投資事業の内容及

実施時期 三 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その外部経営資源活用促進投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 実施指針に照らし適切なものであること。 二 当該外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 4 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の内容を公表するものとする。 (外部経営資源活用促進投資事業計画の変更等) 第十七条の三 前条第一項の認定を受けた者(当該者が組合契約によって投資事業有限責任組合(当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限り)を成立させた場合にあつては、当該投資事業有限責任組合。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業」という。)は、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。 2 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業者が当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業計画」という。)に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	3 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定外部経営資源活用促進投資事業者に対して、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例) 第十七条の四 認定外部経営資源活用促進投資事業者(当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、その組合員)は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人(新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券(同条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。第三十三条第一項において同じ。)若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有(認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り。)の事業を営むことを約することができ
2 前項に規定する事業を営むことを約して成立した投資事業有限責任組合の組合員(認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、同項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員)に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項	に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」とする。 第十八条の見出し中「特定新事業開拓投資事業円滑化業務を」特定新事業開拓投資事業及び外部経営資源活用促進投資事業円滑化業務に改め、同条中「特定新事業開拓投資事業」の下に「及び外部経営資源活用促進投資事業」を、「資金」の下に「及び認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金」を加える。 第十九条第一項中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約」を「組合契約」に改め、同条第三項第一号中「当該特定研究成果活用支援事業計画」を削る。 第三章第一節第二十一条の次に次の二款を加える。 第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進 (革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針) 第二十一条の二 経済産業大臣は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めるものとする。 2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項 二 革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金の調達の円滑化に関して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び指定金融機関等 第二十一条の六第一
3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認	項の規定により指定された指定金融機関等をいう。次条第二項第二号及び第二十一条の五において同じ。)が果たすべき役割に関する事項 三 その他革新的技術研究成果活用事業活動に関する重要事項 3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。 4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。 5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 (革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定) 第二十一条の三 革新的技術研究成果活用事業活動を実施しようとする新事業開拓事業者は、当該革新的技術研究成果活用事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第四百九条において「革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 革新的技術研究成果活用事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 革新的技術研究成果活用事業活動の内容及び実施時期 二 革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法(当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称を含む。) 3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも

定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該革新的技術研究成果活用事業活動計画に係る革新的技術研究成果活用事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

《革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更等》

第二十一条の四 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。）に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に対して、当該認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う革新的技術研究成果活用事業活動円滑化業務）

を円滑化するため、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除き、指定金融機関等が引き受けるものに限る。）及び当該資金の借入れ（指定金融機関等が貸し付けるものに限る。）に係る債務の保証の業務を行う。

（指定金融機関等の指定）

第二十一条の六 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を貸し付ける業務（以下「革新的技術研究成果活用事業活動支援業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者（投資事業有限責任組合を含む。）を、その申請により、指定金融機関等として指定することができる。

一 金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者で政令で定めるものであること。

二 次項に規定する業務規程が、法令及び実施指針に適合し、かつ、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、実施指針に即して革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に関する規程（次項及び第二十一条の八において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 役員等（法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。ロにおいて同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関等が第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示等）

第二十一条の七 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

（業務規程の変更の認可等）

第二十一条の八 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第二十一条の九 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関等が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。

（指定の取消し等）

第二十一条の十 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

業活動支援業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 役員等（法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。ロにおいて同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関等が第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示等）

第二十一条の七 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関等は、その商号若しくは名

称、住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

（業務規程の変更の認可等）

第二十一条の八 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第二十一条の九 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関等が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。

（指定の取消し等）

第二十一条の十 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができな いと認められるとき。 二 その指定に関し不正の行為があつたとき。 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。 3 経済産業大臣は、前二項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。 (指定の取消し等に伴う業務の終了) 第二十一条の十一 指定金融機関等について、第二十一条の九第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行つた革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。 第三款 研究開発施設等の活用 第二十一条の十二 国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設(土地を含む)及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う者の利用(鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。)に供する業務を行うことができる。 第三章第一節の次に次の一節を加える。 第一節の二 事業適応の円滑化 (実施指針) 第二十一条の十三 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。以下			この条において同じ。)は、事業適応の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。 2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 成長発展事業適応(第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八第一項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項 イ 成長発展事業適応の促進の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事項 ロ 成長発展事業適応の実施に必要な研究開発、設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する事項 ハ 成長発展事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下この項並びに第二十一条の十七第一項第一号及び第二号において同じ。)が果たすべき役割に関する事項 二 その他成長発展事業適応に関する重要事項 一 情報技術事業適応(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八第二項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項 イ 情報技術事業適応の促進の意義及び目標その他の情報技術事業適応に関する基本的事項 ロ 情報技術事業適応の実施に必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するために必要な投資その他の情報技術事業適応の内容に関する事項 ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して
			公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項 二 その他情報技術事業適応に関する重要事項 三 エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の十七第一項第二号において同じ。)にあつては、次に掲げる事項 イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項 ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項 ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項 二 その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要事項 3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。 4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。 5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 (事業分野別実施指針) 第二十一条の十四 主務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野
			に係る事業適応の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。)を定めることができる。 2 事業分野別実施指針においては、前項の規定により指定した事業分野に係る事業適応の実施方法に関し必要な事項を定めるものとする。 3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別実施指針を変更するものとする。 4 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。 5 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 (事業適応計画の認定) 第二十一条の十五 事業者は、その実施しようとする事業適応当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 事業適応の目標 二 事業適応の内容及び実施時期 三 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めると

きは、その認定をするものとする。

一 実施指針(当該事業適応計画に係る事業が属する分野について前条第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあっては、実施指針及び当該事業分野別実施指針)に照らし適切なものであること。

二 当該事業適応計画に係る事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業適応計画に係る事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業適応計画の内容を公表するものとする。

(事業適応計画の変更等)

第二十一条の十六 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業適応事業者」という。)は、当該認定に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業適応事業者が当該認定に係る事業適応計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業適応計画」という。)に従って事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業適応計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業適応事業者に対して、当該認定事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取

消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(公庫の行う事業適応促進円滑化業務)

第二十一条の十七 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項及び第三十五条において「公庫法」という。)第一条及び第三十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務(以下「事業適応促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他政令で定めるもの(次号及び第二十一条の十九第一項において「認定事業適応関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 認定事業適応事業者(エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。)が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務

2 事業適応促進円滑化業務が行われる場合には、事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句(次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。)は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上

欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

とする。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法
第七十一条	第五十九条第一項	産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律(産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び産業競争力強化法第二十一条の十七第一項
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項(産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務(産業競争力強化法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務を除く。)

(事業適応促進円滑化業務実施方針)

第二十一条の十八 公庫は、実施指針(第二十一条の十三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。)に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務の方法及び条件その他事業適応促進円滑化業務を実施するための方針(以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。)を定めなければならない。

2 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業適応促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針に従って事業適応促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第二十一条の十九 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受け、又は利子補給金の支給を受けて行おうとするもの

(以下「事業適応促進業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進業務に関する規程(次項及び第二十一条の二十一において「業務規程」という。)を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、事業適応促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができる。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
イ 心身の故障のため職務を適正に執行す

ることができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第二十一条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)
第二十一条の二十 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業適応促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)
第二十一条の二十一 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業適応促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)
第二十一条の二十二 公庫は、事業適応促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業適応促進業務(公庫から貸付けを受けて行おうとするものに限る。)に係る貸付けの条件の基準に関

する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業適応促進業務及び公庫が行う事業適応促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(帳簿の記載)
第二十一条の二十三 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)
第二十一条の二十四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業適応促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休止)
第二十一条の二十五 指定金融機関は、事業適応促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業適応促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)
第二十一条の二十六 主務大臣は、指定金融機関が第二十一条の十九第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の終了)
第二十一条の二十七 指定金融機関について、第二十一条の二十五第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業適応促進業務の契約に基づく取引を終了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(課税の特例)
第二十一条の二十八 認定事業適応計画に従つて実施される成長発展事業適応(経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の承認を受けたものに限る。)を行う認定事業適応事業者について欠損金を生じたときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずるものとする。

2 認定事業適応計画に従つて実施される情報技術事業適応(生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の承認を受けたものに限る。)を行う認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するた

めに取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアについては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十二条第一項中「次項第七号」を「次項第三号」に、「限る」を「限る。以下この条において同じ」に改め、同条第二項第一号中「(第三号に掲げる事項を除く。)」を削り、同項第二号中「(第四号に掲げる事項を除く。)」を削り、同項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「(のうち」の下に、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は」を加え、「を行い、又は特別事業再編のための措置」、「株式会社日本政策金融公庫(以下「及び」という。)」を削り、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第三十七条第一項第一号及び第二号」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号を同項第四号とする。

第二十三条第五項第一号中「当該事業再編計画」を削り、同項第四号中「第二十五条第五項第四号及び第四十八条第一号」を「第四十六条第一号」に改め、同項第五号中「当該事業再編計画」を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条第一項中「第二十四条第一項」を「前条第一項」に改め、「又は特別事業再編計画について第二十五条第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)」をしようとする場合及び「又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置」を削り、同条第三項中「又は特別事業再編計画」及び「又は第二十五条第一項の認定」を削り、同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「又は認定特別事業再編計画(以下この節において「認定計画」という。)」を削り、「第二十八条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十八條第一項」に改め、同条第二十七條とする。

項」を「第二十四条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第二十八條第一項」を「第二十四条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十七條とする。

第三十条第一項中「又は認定特別事業再編事業者(以下この節において「認定事業者」という。)」を削り、「当該認定事業者を当該認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「他の認定事業者」を「他の認定事業再編事業者」に、「第二十八條第一項」を「第二十四条第二項」に、「(同法第三十条第一項)」を「(同法第二十八條第一項)」に、「係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者」を「係る同法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者」に改め、同条第二項中「認定事業者の特定関係事業者で」を「認定事業再編事業者の特定関係事業者で」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同項第一号中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第三項中「第三十条第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条第四項の表第八十條の項中「又は第二十五條第一項」及び「又は第二十六條第一項」を削り、同表第八十一條第六号の項及び第八十六條第六号の項中「第三十条第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条第五項中「認定事業者が認定計画」を「認定事業再編事業者が認定事業再編計画」に、「当該認定事業者」を「当該認定事業再編事業者」に、「又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者」を「又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者」に改め、同項の表第五百十一條第二項の項中「第二十八條第一項」を「第二十四條第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「(同法第三十条第一項)」を「(同法第二十八條第一項)」に、「係る同法第二十四條第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七十九條第一項の項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第二十八條とする。

第三十一条第一項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第二十八條第一項」を「第二十四條第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十九條とする。

第三十二条第一項中「認定事業者である株式会社」を「認定事業再編事業者である株式会社」に改め、同条第二項中「当該認定計画」を「当該認定事業再編計画」に、「として当該認定事業者」を「として当該認定事業再編事業者」に、「当該認定事業に係る」を「当該認定事業再編事業者に係る」に改め、同項の表第七十九條第一項各号列記以外の部分の項中「第三十條第一項」を「第二十四條第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「同法第二十八條第一項」を「同条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同表第二百一十條第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二條第三項」を「第三十條第三項」に改め、同条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条第三項の表第二百三十四條第一項の項中「第三十二條第一項」を「第三十條第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六條第二項各号列記以外の部分の項、第七百九十六條第二項第一号の項及び第七百九十六條第二項第二号の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六條第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同表第七百九十七條第一項の項を次のように改める。

項」を「(同法第二十八條第一項)」に、「係る同法第三十條第一項」を「係る同法第二十四條第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七十九條第一項の項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第二十八條とする。

十九條第一項各号列記以外の部分の項中「第三十條第一項」を「第二十四條第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「同法第二十八條第一項」を「同条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同表第二百一十條第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二條第三項」を「第三十條第三項」に改め、同条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条第三項の表第二百三十四條第一項の項中「第三十二條第一項」を「第三十條第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六條第二項各号列記以外の部分の項、第七百九十六條第二項第一号の項及び第七百九十六條第二項第二号の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六條第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同表第七百九十七條第一項の項を次のように改める。

第七百九十七條第一項		第七百九十七條第三項	
吸収合併等	存続株式会社等	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社
除く。	除く。	除く。	社
特定株式発行等	当該認定事業再編事業者である株式会社	金融商品取引所(金融商品取引法第二十六條第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するものとして外国の法令に基づき設立されたものを含む。第三項において同じ。)に上場されている株式を発行している株式会社である場合	当該認定事業再編事業者である株式会社

効力発生日	特定期日等
吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所(第七百九十五条第三項に規定する場合にあつては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項)	特定株式発行等をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法人の商号又は名称及び住所
ならない。	ならない。ただし、当該認定事業再編事業者が金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合は、この限りでない。

第三十二条第三項の表第七百九十七条第四項第一号の項、第七百九十七条第四項第二号の項、第七百九十七条第六項及び第七項の項、第七百九十八条第一項及び第二項の項、第七百九十八条第四項の項及び第七百九十八条第五項の項中「認定事業者を「認定事業再編事業者」に改め、同条第四項中「又は第二十五条第一項及び第二十六条第一項を削り、同条第五項中「平成十三年法律第七十五号」を削り、「第三十二条第一項を「第三十条第一項に改め、同条第三十条とする。

第三十三条第一項中「認定事業者である株式会社を認定計画を認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に、「認定事業者の」を「認定事業再編事業者の」に、「及び第四百六十条第一項を、「第四百六十条第一項及び第四百六十五条第一項に改め、同項の表第三百九条第二項第十号の項中「第三十三条第一項を「第三十一条第一項に改め、同表第四百五十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第三十条第一項を「第二十四条第一項に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第四百六十条第一項の項中「第三十三条第一項を「第三十一条第一項に改め、同表に次のように加える。

第四百六十五条第一項ただし書	注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない	悪意又は重大な過失があつた場合に限り
----------------	-----------------------------	--------------------

第三十三条第二項中「認定事業者を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十五条第一項中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十一条の」を削り、「同項各号」を「投資事業有限責任組合契約に関する

法律第三条第一項各号に改め、「同項第三号に規定する指定有価証券をいう。」を削り、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項を「第三十三条第一項に改め、同条を第三十二条とする。

第三十六条中「次の各号に掲げる者が当該各号に定める」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」とい

う。が認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うために必要な」に改め、同条各号を削り、同条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項において「二を削り、「一」という。第一号を「第一号」に、「次に掲げる」を「指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「(平成二十二年法律第三十八号)」を削り、同項の表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第三十七条第二項を「第三十五条第二項に改め、同表第七十三条第三号の項中「第三十七条第一項を「第三十五条第一項に改め、同表第七十三条第七号の項中「第三十七条第二項を「第三十五条第二項に改め、同表附則第四十七条第一項の項中「第三十七条第一項を「第三十五条第一項に改め、同条を第三十五条とする。

第十四条とする。

第四十七条中「第四十五条第三項を「第四十五条第三項」に改め、同条を第四十五条とし、第四十八条を第四十六条とする。

第四十九条第一号中「いう」の下に「。第四十九条及び第五十条において同じ」を加え、第三章第三節中同条を第四十七条とし、第五十条を第四十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(再生手続における監督委員に関する特例)

第四十九条 再生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体)をいう。第五十七条、第六十条から第六十二条まで及び第六十五条の四において同じ。は、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第五十四条第一項の処分をする場合には、手続、実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

(更生手続における監督委員に関する特例)

第五十条 更生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体)をいう。第五十八条及び第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。は、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第三十五条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

第三十九条第一項中「又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金」を削り、同条第二項中「第四十一条を「第三十九条に、「指定申請書」を「申請書に改め、同条第四項第二号及び第三号口中「第四十六条第一項」を「第四十四条第一項に改め、同条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とし、第四十一条から第四十五条までを二条ずつ繰り上げる。

第四十六条第一項中「第三十九条第四項各号」を「第三十七条第四項各号」に改め、同条を第四

百三十三条第一項において「以下」に、「除く」を除く。第五十六条第三項及び第五十九条

第三項において同じ」に改める。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行うとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間」と、同項第二号中「当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である」とあるのは「当該事業再生に係る」と読み替えるものとする。

第五十七条中「(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十条から第六十二条までにおいて同じ。)」及び「(平成十一年法律第二百二十五号)」を削る。

第五十八条中「(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。)」及び「(平成十四年法律第百五十四号)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用)

第五十八条の二 前二条の規定は、第五十六条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた資金の借入れについて準用する。この場合において、第五十七条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項各号」と、前条中「第五十六条第一項第二号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

第五十九条の見出しを「(債権に関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行うとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の終了に至る」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間の終了」と読み替えるものとする。

第三章第三節に次の五条を加える。

(債権の弁済に関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用)

第六十五条の二 第六十条から前条までの規定は、第五十九条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた債権の弁済について準用する。この場合において、第六十条中「前条第一項各号」とあり、及び第六十一条から前条までの規定中「第五十九条第一項各号」とあるのは、「第五十九条第三項において準用する同条第一項各号」と読み替えるものとする。

(事業再生の計画に係る債権の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第六十五条の三 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者の債権の総額の五分の三以上に当たる債権を有する債権者が当該事業に係る事業再生の計画について同意した場合には、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該事業再生の計画に基づき行う債権の金額の減額が、当該事業者の

事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(簡易再生の申立てに関する特例)

第六十五条の四 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行った債権の金額の減額に係る事業者について民事再生法第二百十一条第一項の申立てがあった場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、同項後段の再生計画案について同法第七十四条第二項第四号に該当する事由があるかどうかを判断するものとする。

(金融機関の協力)

第六十五条の五 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生の円滑化に資するため、当該事業者に対する債権の全部又は一部を有する金融機関は、当該特定認証紛争解決手続に参加するよう特定認証紛争解決事業者から求めがあればならぬい。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業開拓事業者の再生支援業務)

第六十五条の六 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業の継続が困難となつている新事業開拓事業者(中小企業者を除く。)の求めに応じ、当該新事業開拓事業者の行う合併、分割、事業の譲渡又は譲受け、資金の調達その他の事業の再生のための措置に関し必要な助言を行う。

第七十六条中「第二条第二十項」を「第二条第二十四項」に改める。

第七十八条中「第二条第二十項第二号」を「第二条第二十四項第二号」に改める。

第一百二十二条第一項中「第二条第二十三項」を「第二条第二十七項」に改める。

第一百二十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令・総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二百二十七条第三項第三号中「第二条第二十六項第二号」を「第二条第三十項第二号」に改め、同条第四項第一号中「当該創業支援等事業計画が」を削る。

第二百二十九条第一項中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に、「二千万円」を「三千五百万円」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項第一号イ中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十五項第四号に掲げる者」を「第二条第二十九項第四号に掲げる者(第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二十九項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。以下この項において同じ。)を設立したもの(以下この項において「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百万円及び八千万円」とあるのは「三千五百万円(当該中小企業者を設立した会社設立創業者(同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社(中小企業者に限る。)を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部

を当該他の会社に承継させるときは、当該他の会社も含む。第三項において同じ。について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）及び八千万円」と、及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは、にについては当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

第百三十二条第一項及び同条第二項の表第三条第三項の項中「第二十九条」を「第二十三条第三項」に、「第二十条」を「第二十六条」に改める。

第百三十三条第四項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第百三十四条第三項中「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

第百四十一条第一項中「若しくは認定特別事業再編事業者等」、「若しくは認定特別事業再編計画」及び「若しくは特別事業再編」を削り、「認定特定研究成果活用支援事業者」を、「認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究成果活用支援事業者、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定事業適応事業者」に、「認定特定研究成果活用支援事業計画」を、「認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画」に、「特定研究成果活用支援事業」を、「外部経営資源活用促進投資事業、特定研究成果活用支援事業、革新的技術研究成果活用事業活動、事業適応」に改める。

第百四十二条第一項中「又は認定特別事業再編事業者（以下この条及び第百四十六条において「認定事業者」という。）」、「又は認定特別事業再編計画及び「又は特別事業再編」を削り、同

条第二項から第五項までの規定中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改める。

第百四十四条第一項中「認定新事業活動実施者」の下に、「認定外部経営資源活用促進投資事業者（当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）を加え、「認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者」を「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画又は認定事業再編計画」に改め、同条第五項中「又は第五十九条第一項」を、「第五十九条第一項」に改め、「規定する債権の下に」に係る確認の業務又は第六十五条の三に規定する債権の減額を加える。

第百四十五条第一項中「指定金融機関から」を「第二十一条の六第一項、第二十一条の十九第一項又は第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは」に、「指定金融機関の」を「指定金融機関等の」に改める。

第百四十六条中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改める。

第百四十七条第一項第四号中「事項」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同号の下に次の一号を加える。

四の二 新事業活動計画（第十一条の二に規定する規制の特例措置に係るものに限る。）に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

第百四十七条第一項第六号中「事業再編計画」

を「事業適応計画」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 事業適応促進円滑化業務及び事業適応促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

第百四十七条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 事業再編計画に関する事項 事業再編計画に係る事業を所管する大臣

第百四十九条中「第二十三条第一項」を「第七十条の二第一項の外部経営資源活用促進投資事業計画の認定、第二十一条の三第一項の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定、第二十一条の十五第一項の事業適応計画の認定又は第二十三条第一項」に改め、「又は第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定を削る。

第百五十六条第一号中「第四十三条」を「第二十一条の二十三又は第四十一条」に改め、同条

第二号中「第四十五条第一項」を「第二十一条の二十五第一項又は第四十三条第一項」に、「せず」を「しないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し」に改める。

第百五十八条中「第三十二条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第百五十九条中「第三十八条第二項又は第四十二条第二項」を「第二十一条の十八第二項、第二十一条の二十二第二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項」に改める。

第百六十二条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十一条の三第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更し、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条の三第四項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第三条 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 中小企業の事業継続力強化」を「第二章 先端設備等導入第四十九条―第五十条第二節 支援措置（第五十四条）」

第五章 中小企業の事業継続力強化

三条に、「第四十九条―第五十三条」を「第五十五条―第五十九条」に、「第五十四条―第五十八条」

を「第六十条―第六十四条」に、「第五十九条―第六十条」を「第六十五条―第六十六条」に、「第五章」を「第六章」に、「第六十一条―第六十九条」を「第六十七条―第七十五条」に、「第六章」を「第七章」に、「第七十条」を「第七十六条」に改める。

第一条中「並びに」を、「中小企業の先端設備等導入の支援並びに」に改める。

第二条第五項第四号中「プログラムをいう。」の下に「第十四項及び」を加え、「以下」を「第四十三条第一項及び第二項において」に改め、同

条第十項を削り、同条第十一項中「取得した又は」を「取得した若しくは」に改め、同項第九号中「（中小企業等協同組合法昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。」を削り、「（同条第四号に掲げる

企業組合をいう。』を「又は」に改め、「(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項第七号に掲げる協業組合をいう。)」を削り、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

第二十九条第一項中「第二項第十一項第七号」を「第二項第十項第七号」に改める。
第七十条第一項中「第六十五条」を「第七十一条第五項を除く。」に改め、同条を第七十六条とする。

第六十四条を第七十条とする。
第六十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 国は、認定先端設備等導入に必要な資金の確保に努めるものとする。
第六十三条を第六十九条とし、第六十二条を第六十八条とし、第六十一条を第六十七条とする。

に改め、同条を第五十八条とする。
第五十一条第二項中「第五十四条第一項及び第六十五条第五項」を「第六十条第一項及び第七十一条第七項」に改め、同条を第五十七条とする。
第五十条第二項第二号ロ中「第五十二条第二項第三号ロ」を「第五十八条第二項第三号ロ」に改め、同条を第五十六条とする。
第四十九条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

14 この法律において「先端設備等」とは、従来の処理に比して大量の情報処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第六章を第七章とする。
第六十九条第一項中「及び」を「経済産業大臣及び」に改め、同条第二項中「第六十七条第十一項」を「第七十三条第十一項」に改め、第五章中同条を第七十五条とし、第六十八条を第七十四条とする。

第五章を第六章とする。
第四章第三節中第六十条を第六十六条とし、第五十九条を第六十五条とする。
第五十八条中「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改め、第四章第二節中同条を第六十四条とする。

第四章 中小企業の先端設備等導入
第一節 先端設備等導入
(導入促進基本計画)
第四十九条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画(以下「導入促進基本計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 中小企業の先端設備等の導入の促進に関する次に掲げる事項
イ 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項
ロ 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項
ハ 先端設備等の導入の促進に当たつて配慮すべき事項

第六十七條第二項中「第六十四條第一項並びに第六十五條第一項」を「第七十條第一項並びに第七十一條第一項」に改め、同条第四項中「第六十四條第三項並びに第六十五條第二項」を「第七十條第三項並びに第七十一條第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「第六十五條第四項」を「第七十一條第四項」に改め、同条第八項中「第二條第十一項第八号」を「第二條第十項第八号」に改め、同条を第七十三条とし、第六十六条を第七十二条とする。

第六十七條を第六十三条とし、第五十六条を第六十二条とする。
第五十五条第一項の表第三條第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第五十五條第一項」を「第六十一條第一項」に改め、同条を第六十一条とする。
第五十四条の前の見出しを削り、同条第一項の表第三條第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第五十四條第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条の前に見出しとして「(中小企業信用保険法の特例)」を付する。

第四章 中小企業の先端設備等導入
第一節 先端設備等導入
(導入促進基本計画)
第四十九条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画(以下「導入促進基本計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

第十四条第一項中「の全部」を「(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。))であつて、中小企業者及び組合等がその経営を実質的に支配している」と認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。の全部」に改める。
第二十四条第一項第三号中「第五十七條第一項」を「第六十三條第一項」に改める。
第二十八條中「第二條第十一項第九号」を「第二條第十項第九号」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「(昭和三十三年法律第百八十五号)」を加える。

第六十五條中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。
5 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。
6 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。
第六十五條を第七十一条とする。
第六十四條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

第五十三條第二項中「第五十五條第一項及び第六十五條第五項」を「第六十一條第一項及び第七十一條第七項」に改め、第四章第一節中同条を第五十九条とする。
第五十二條第二項第二号中「の全部」を「(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。))であつて、中小企業者等がその経営を実質的に支配している」と認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この条及び第六十三條第一項第二号において同じ。の全部」

3 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
一 基本方針に適合するものであること。
二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町

九 特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

5 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者について、その先端設備等導入の状況を把握するための調査を行うものとする。
第六十四條に次の一項を加える。
9 特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第六十四條を第七十条とする。
第六十三條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 国は、認定先端設備等導入に必要な資金の確保に努めるものとする。
第六十三条を第六十九条とし、第六十二条を第六十八条とし、第六十一条を第六十七条とする。

第五章を第六章とする。
第四章第三節中第六十条を第六十六条とし、第五十九条を第六十五条とする。
第五十八条中「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改め、第四章第二節中同条を第六十四条とする。

村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。

4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第五十条 市町村は、前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 経済産業大臣は、市町村が前条第三項の同意を得た導入促進基本計画(前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意導入促進基本計画」という。)に従つて先端設備等の導入の促進を実施していないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、同意導入促進基本計画が前条第三項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による導入促進基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する情報の提供等)

第五十一条 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報及び当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。

2 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うものとする。

(先端設備等導入計画の認定)

第五十二条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあつては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 先端設備等の種類及び導入時期
- 二 先端設備等導入の内容
- 三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。
- 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨

を通知しなければならない。

(先端設備等導入計画の変更等)

第五十三条 前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従つて先端設備等導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第

一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入(第六十九条第四項及び第七十条第九項において「認定先端設備等導入」という。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項 合計額が		中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十四条 第一項に規定する先端設備等導入関連保証(以下「先端設備等 導入関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額
第三条の二第一 項及び第三条の 合計額が	保険価額の 合計額が	先端設備等導入関連保証に係る保険価額の合計額 とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三 項及び第三条の の額のうち	当該借入金 の額のうち	先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ 当該借入金金の額のうち
三第二項	当該債務者	先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務 者

2 普通保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあ

り、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定

社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第四条 中小企業等経営強化法の一部を次のように改正する。

目次中「創業及び」を削り、「中小企業の経営革新及び中小企業等の」を「中小企業等の経営革新及び」に、「第六十四条」を「第六十四条の二」に改める。

第一条中「創業及び」を削り、「の支援、中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上の支援、中小企業等の」を「並びに中小企業等の経営革新、経営力向上」に、「の支援並びに中小企業の」を「及び」に改める。

第二条第二項第二号を次のように改める。

二 一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

第二条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の

会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五 企業組合

六 協業組合

七 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

八 一般社団法人であつて前各号に掲げるものを直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

第二条第六項を次のように改める。

6 この法律において「特定事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定事業者

二 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人（前号に掲げる者を除く。）

第二条第十項第一号から第八号までの規定中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第十一項中「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に、「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「第十七条第四項」を「第十七条第四項第一号」に、「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第十二項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に、「の中小企業者等」を「の特定事業者等」に改め、同条第十三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第三条第二項第一号中「創業及び」を削り、同項第二号中「中小企業等の」を「中小企業等の」に、「の促進及び中小企業等の」を「及び」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「創業及び」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第十条第一項中「中小企業信用保険法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十四号）を加え、〔無担保保険〕を〔同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）〕に改める。

第十一条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業等の経営革新及び経営力向上

第十四条第一項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第五項第五号から第七号ま

で」に改め、同条第二項第五号中「組合等」を「特定事業者（第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）」に、「構成員」を「直接又は間接の構成員」に改める。

第十五条第一項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改める。

第十六条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第十七条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第五項第五号から第七号まで」に、「同条第二項第三号若しくは第四号」を「同条第六項第二号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 経営力向上計画には、第二項第三号に掲げる事項として、次に掲げる事項を記載するることができる。

一 特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等であつて、それに基づく地位を被承継等特定事業者等が有する場合において当該地位が承継等特定事業者等に承継されることとが経営力向上の円滑化に特に資するもの）として政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等特定事業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等特定事業者等が承継しようとするものに関する事項

二 特定事業者等が事業承継等により取得し、又は提供を受けようとする経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査（次条第二項及び第二十二條第一項において「事業承継等事前調査」とい

第十七条第五項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第七項中「第四項」を「第四項第一号」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第十八条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第二項中「事業」の下に「〔認定経営力向上計画に前条第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあつては、事業承継等特定事項前調査を含む。〕」を加え、同条第三項各号中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第二十二條第九項を同条第十項とし、同条第八項中「規定」を規定(第一項の規定により適用される場合を含む。)に、「同項」を「同法第三條第二項」に、「同条」を「同法第五條」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二十二條第四項」を「第二十二條第一項」に改め、同項を同条第八項

とし、同条第六項中「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二十二條第四項」を「第二十二條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十條」を「第三十條第二項」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項の表第三條第一項の項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第一項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「中小企業信用保險法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。」を削り、「中小企業者」を「特定事業者」に、「同法を中小企業信用保險法に改め、同項の表第三條第一項の項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項

承認経営革新事業（承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。）又は認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業）（当該認定経営力向上計画に第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあつては、事業承継等事前調査を含む。）をいう。以下この項、第二十五条第一項及び第六章において同じ。）を行う特定事業者（第二条第五項第一号から第四号までに掲げる者に限り、中小企業信用保険法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業に必要な資金に係るものという。以下この条において同じ。）又は経営力向上関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債

第二十三条第一項第一号中「中小企業者」を「特定事業者」に、「を行う」を「認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業を行う」。第二十五条第一項を除き、以下この節において同じ。」を行う」に改め、同項第二号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十四条の見出し中「の特例」を「及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」に改め、同条第一項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に改め、同項各号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法

5. 前項の規定により特定事業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第二十五条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「第二条第二項第三号又は第四号」を「第二条第六項第二号」に改める。

第二十七條第一項中「第十七條第四項」を「第十七條第四項第一号」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に「改め、同条第二項中「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に改め、同条第三項中「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第二十八条中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。

第二十九条第一項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第三十条の見出し中「協力業務」を「助言業務」に改め、同条中「中小企業者」を「特定事業

者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中小企業基盤整備機構は、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行う特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、当該承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に関し必要な助言を行う。

第三十一条第二項第一号中「を行う」とする中小企業又は「を」又は「に」改める。

第四十一条中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第四十三条第二項中「中小企業者等」を「中小企業等」に改める。

第四十八条中「中小企業者」を「中小企業等」に改める。

第五十五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五十六条第二項第三号中「実施時期」を「実施期間」に改める。

第五十七条第二項中「第六十条第一項及び第七十一条第七項において」を「以下」に改める。

第五十八条第二項第二号中「この号において」を削り、同項第四号中「実施時期」を「実施期間」に改める。

第五十九条第二項中「第六十一条第一項及び第七十一条第七項において」を「以下」に改める。

第六十一条に次の一項を加える。

6 認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものであって、認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金（経済産業省令で定めるものに限る。）に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該大企業者を同法第二条第一項に規定する

中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金（同法第六項の経済産業省令で定めるものに限る。）の借入れ」とする。

第六十二条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業に改め、それぞれ」を削る。

第六十三条の見出し中「の特例」を「及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」に改め、同条第一項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に改め、同条に次の二項を加える。

3 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに対し、認定連携事業継続力強化を行うために必要とする長期の資金（経済産業省令で定めるものに限る。）を貸し付ける業務を行うことができる。

4 前項の規定により大企業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同

号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第五章第二節に次の一条を加える。

（中小企業倒産防止共済法の特例）

第六十四条の二 第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定を受けた中小企業者であつて当該認定の申請認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の開始前に第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による変更の認定の申請があつたときは、当該変更の認定の申請があつて中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であつた者が当該認定の申請の時から当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の終了までの間に同項に規定する中小企業者でなくなった場合には、当該事業者は、当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間内においては、引き続き同項に規定する中小企業者とみなして、同法第九条及び第十條の規定を適用する。

第六十六条に次の一項を加える。

2 国は、中小企業者がその所在する地域において発生が想定される自然災害についての情報の提供を円滑に受けられるよう、地方公共団体、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七十条第二項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第七十二条第一項第一号中「第二条第二項第一号から第七号まで」を「第二条第五項第一号から第六号まで」に、「個別中小企業者」を個別特定事業者」に改め、同項第二号中「第二条第一項第八号」を「第二条第五項第七号」に改め、同項

第三号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号口中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改める。

第七十三条第一項中「同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号口（1）を同条第二項第二号口（1）に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第十六条第四項ただし書における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七十三条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三条第三項ただし書における主務省令は、第一項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七十五条第二項中「第七十三条第十一項」を「第七十三条第十三項」に改める。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正）

第五条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第九号中「いう」の下に「。次項第八号において同じ」を加え、同条第七項中「被承継等中小企業者」を「被承継等特定事業者」に、「承継等中小企業者」を「承継等特定事業者」に、「他の中小企業者」を「他の特定事業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「承継等中小企業者」を「承継等特定事業者」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第一号から第九号までの規定中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「中

小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五 企業組合

六 協業組合

七 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

八 特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が五百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人）以下のもの

二項を「第十九条第三項」に改める。
第十五条の見出し中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条中「を含む。」を「があつたときは、当該変更の承認の申請に」、「中小企業者」を「特定事業者」に、「当該承認の申請の時から当該」に、「の実施期間内」を「の実施期間の終了までの間に」、「当該実施期間内」を「当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内」に改める。

第十九条中第五項を削り、第四項を第五項とし、同条第三項中「規定を」を「規定第一項の規定により適用される場合を含む。」に、「同項を」を「同法第三条第二項」に、「同条を」を「同法第五条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第二項」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項の表第三条第一項の項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十四号）」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、「同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。」を削り、「中小企業者」を「特定事業者」に、「の規定の」を「の規定（前項の規定により適用される場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

承認地域経済牽引事業者（第二条第四項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる者に限り、第十五条の規定により特定事業者とみなされたものを含む。）のうち中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、地域経済牽引事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要

な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けたもの（同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）については、当該承認地域経済牽引事業者を同項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三までの規定及び第四条から第八条までの規定を適用する。

第二十条第一項第一号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項第二号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、「及び次項」を削り、同条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十二條第一項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に改め、同項各号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第四項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「対し」を「対し、当該承認地域経済牽引事業者が」に改め、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、承認地域経済牽引事業者（第二条第四項第一号から第四号までに掲げる者に限り、株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業特定事業を営むものに對し、当該承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業を行うために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業を行うために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

第二十八條中「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二条第五項第十号」を「第二条第六項第十号」に改める。

第二十九條第一項中「第二条第五項第八号」を「第二条第六項第八号」に、「被承継等中小企業者」を「被承継等特定事業者」に改める。

第三十条の見出し中「協力業務」を「助言業務等」に改め、同条中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業を行う特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、当該承認地域経済牽引事業の実施に關し必要な助言を行う。

第四十三條第五項中「第二条第五項第九号」を「第二条第六項第九号」に改める。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六條 中小企業における経営の承継の円滑化に關する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条・第十七条」を「第十七条・第十八条」に改める。

第十二條第一項第一号二中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同号に次のように加える。

ホ 当該中小企業者（株式会社に限る。）の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該中小企業者の一部の株主

の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者(第十六条第二項において「株式会社事業後継者」という。)に円滑に承継させることが困難であると認められること。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「その他」を、「株式会社事業後継者その他」に改め、同条に次の一項を加える。

5 機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、特例株式会社に対して前条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第九十七条第二項の規定により売却する株式の全部又は一部を同条第三項の規定により買い取るための資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、その売却又は買取りの手續に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三章第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例)

第十五条 第十二条第一項一号亦に該当する者として同項の認定を受けた者(次項及び次条第五項において「特例株式会社」という。)についての会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十七条の規定の適用については、同条第一項一号中「前条第一項又は第二百九十四条第二項の規定により通知及び催告をすることを要しない」とあるのは「する通知又は催告が一年以上継続して到達しない」と、同項第二号中「五年間」とあるのは「二年間」と、同条第五項第一号中「前条第三項において準用する同条第一項の規定により」とあるのは「当該登録株式質権者に対してする」と、「をすることを要しない」とあるのは「が一年以上継続して到達しない」と、同項第二号中「五年間」とあるのは「二年間」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する会社法第九十七条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をする場合には、特例株式会社は、同法第九十八条第一項に定める手續に先立ち、前項の規定により読み替えて適用する同法第九十七条第一項の株式の株主その他の利害関係人が一定の期間内に異議を述べるができる旨その他経済産業省令で定める事項を公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者(同法第九十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。次項第三号において同じ。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、三月を下ることができない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定は適用しない。
一 前項の期間が満了していない場合
二 前項の期間内に利害関係人が異議を述べた場合
三 前項の規定による催告が同項に規定する株式の株主又はその登録株式質権者に到達した場合
4 会社法第九十八条第二項から第四項までの規定は、第二項の規定による催告について準用する。

(下請中小企業振興法の一部改正)
第七条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第一号中「がその」を「が業として」に改め、「物品の製造を業として行う場合におけるその」を削り、同項第四号中「その使用する情報成果物の作成を」を削り、「行う場合におけるその」を「使用する」に改め、同項第五号中「の提供の」を「を構成する」に改める。
第三条第二項第二号中「親事業者」を「発注書面の交付その他の方法による親事業者」に、「及び」を「及び親事業者の」に改め、同項第八号中

「その他」を「下請取引の機会の創出の促進その他」に改め、同条第四項中「その要旨」を「これ」に改める。

第五条第一項中「特定下請組合等(事業協同組合その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)であつて」を「その一若しくは二以上の下請事業者又は」に、「営む事業について第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為を行つて」をいう。以下同じ。は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き」を「下請事業者である事業協同組合その他の団体(以下「下請事業者等」という。)は」に、「当該特定下請組合等の構成員である」を、「当該一若しくは二以上の下請事業者又は当該団体の構成員である当該親事業者の」に改め、同条第三項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六条第一号中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 当該下請事業者等が前条第一項に規定する団体である場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
イ 当該団体の構成員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。
ロ 当該団体の構成員である下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。
第六条第四号を削る。
第七条第一項及び第二項中「特定下請組合等」

を「下請事業者等」に改める。
第十一条第一項を次のように改める。

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険(以下「流動資産担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証(同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者(当該承認計画に従つて振興事業を実施する下請事業者であつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である下請事業者であつて当該団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む。)に対する同法第三条の四第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。)であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	
保険価額の合計額が	下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証(以下「下請振興関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三	下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第一項及び第三 条の四第一項	
第三條の二第三 項及び第三條の 三第二項	当該借入金 の額のうち 下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借 入金の額のうち 下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第十一條第二項中「中小企業信用保険法第三

條第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三條の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）、を「普通保険、無担保保険又は特別小口保険」に、「同法」を「（中小企業信用保険法）に改め、同法第三項中「新事業開拓保険」の下に「（以下「新事業開拓保険」という。）」を加え、同法第四項中「あつて」の下に「下請振興関連保証又は」を加え、「同法第三條第二項中」を「同項中」に、「同法第五條中」を「同條中」に改める。

第十二條第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第十四條第一項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第十九條の見出しを削り、同條第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同條第二項を削り、同條を第二十九條とし、同條の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十八條を第二十八條とし、第十七條を第二十七條とし、第十六條を第二十四條とし、同條

の次に次の二條を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う下請企業振興協会協力業務）

第二十五條 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、下請企業振興協会の依頼に応じて、下請中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他の必要な協力の業務を行う。

第二十六條 国は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第十五條の前の見出しを削り、同條を第二十三條とし、同條の前に見出しとして「（下請企業振興協会）」を付し、第十四條の次に次の八條を加える。

（下請中小企業取引機会創出事業者の認定）

第十五條 次に掲げる事業（以下「下請中小企業取引機会創出事業」という。）を行う者は、申請により、第三項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 法人又は個人から第二條第二項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定められた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

二 前号の委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと。

三 第一号に掲げる事業において再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対

し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる事務所の所在地

三 下請中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項

イ 下請中小企業取引機会創出事業の内容
ロ 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その行う下請中小企業取引機会創出事業の内容が下請中小企業の取引の機会の創出に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その行う下請中小企業取引機会創出事業を実施する体制が下請中小企業取引機会創出事業を適切に実施するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

4 第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認定の更新）

第十六條 前條第一項の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

（報告の徴収）

第十七條 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第十八條 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第十五條第三項各号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十五條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 不正の手段により第十五條第一項の認定又は第十六條第一項の更新を受けたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（指導及び助言）

第十九條 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第二十條 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証（中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業（以下「認定下請中小企業取引機会創出事業」という。）に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同

じ」を受けた中小企業者に係るものについて
の次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用に

については、これらの規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の 合計額が	下請中小企業振興法第二十條第一項に規定する下請中小企業 取引機会創出事業関連保証（以下「下請中小企業取引機会創出 事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額 とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一 項及び第三条の 第三項	保険価額の 合計額が	下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険関係の保 險価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とが それぞれ
第三条の二第三 項及び第三条の 第三項	当該借入金 の額のうち	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ご とに、それぞれ当該借入金金の額のうち
第三項	当該債務者	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ご とに、当該債務者

2 新事業開拓保険の保険関係であつて、下請
中小企業取引機会創出事業関連保証を受けた
中小企業者に係るものについての中小企業信
用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定
の適用については、同条第一項中「二億円」と
あるのは「三億円（下請中小企業振興法第二十
條第一項に規定する認定下請中小企業取引機
会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産
業省令で定めるもの（以下「下請中小企業取引
機会創出事業資金」という。）以外の資金に係
る債務の保証に係る保険関係については、二
億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（下請
中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に
係る債務の保証に係る保険関係については、
四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるの
は「三億円（下請中小企業取引機会創出事業資
金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関
係については、二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、下請中小企
業取引機会創出事業関連保証に係るものにつ
いての中小企業信用保険法第三条第二項及び
第五条の規定の適用については、同項中「百

分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十
（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保
保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、
海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再
生保険及び特定社債保険にあつては、百分の
八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の
保険関係であつて、下請中小企業取引機会創
出事業関連保証に係るものについての保険料
の額は、中小企業信用保険法第四条の規定に
かわらず、保険金額に年百分の二以内にお
いて政令で定める率を乗じて得た額とする。
（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第二十一条 中小企業投資育成株式会社は、中
小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号
に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う
ことができる。

一 中小企業者が認定下請中小企業取引機会
創出事業を行うために資本金の額が三億円
を超える株式会社を設立する際に発行する
株式の引受け及び当該引受けに係る株式の
保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を
超える株式会社が認定下請中小企業取引機
会創出事業を行うために必要とする資金の
調達を図るために発行する株式、新株予約
権（新株予約権付社債に付されたものを除
く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び
当該引受けに係る株式、新株予約権（その
行使により発行され、又は移転された株式
を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予
約権付社債等に付された新株予約権の行使
により発行され、又は移転された株式を含
む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育
成株式会社法の適用については、同法第五
条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。
（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う
認定事業者協力業務）

第二十二條 独立行政法人中小企業基盤整備機
構は、認定事業者の依頼に応じて、下請中小
企業取引機会創出事業に関する情報の提供そ
の他必要な協力の業務を行う。
本則に次の二条を加える。

第三十條 第十七條の規定による報告をせず、
又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行
為をした者は、二十万円以下の罰金に処す
る。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人
の代理人、使用人その他の従業者が、その法
人又は人の業務に関し、前二條の違反行為を
したときは、行為者を罰するほか、その法人
又は人に対して各本條の刑を科する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部
改正）

第八條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十五條第一項第九号中「第五十八條」を「第
六十四條」に改め、同項第十四号中「第十二條、」
を削り、同項第十六号を次のように改める。

十六 削除
第十五條第二項第一号中「次号」の下に「及び
第三号」を加え、同項中第七号を第八号とし、
第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第
二号的次に次の一号を加える。

三 次に掲げる者に対し、その事業を行うの
に必要な助成を行うこと。

イ 経営の革新を行う事業者
ロ 事業者の経営の革新を支援する事業を
行う者

第十五條第五項を同条第六項とし、同条第四
項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、
同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の
一項を加える。

4 第二項第三号に掲げる業務は、第十八條第
一項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する
機構の資産を著しく減少させない範囲内で行
わなければならない。

第十六條中「前条第一項第六号」の下に「及び
第二項第三号」を加える。

第十七條第一項第三号中「及び第十四号から
第十六号まで」を「第十四号及び第十五号」に
改め、同項第八号中「第十五條第二項第七号」を
「第十五條第二項第八号」に改める。

第十八條第一項第一号中「第四号まで及び第
六号」を「第五号まで及び第七号」に改め、同項
第二号中「同項第十五号に掲げる業務及び同
項第十六号」を「及び同項第十五号」に改め、同
項第三号中「第十五條第二項第五号」を「第十五
條第二項第六号」に改め、同項第四号中「同条第
二項第七号」を「同条第二項第八号」に改め、同
条第二項中「第十五條第四項」を「第十五條第五
項」に改める。

第二十一條第一項中「及び第十四号から第十
六号まで」を「第十四号及び第十五号」に改め
る。

附則第八條の八の次に次の一条を加える。
（産業競争力強化法等の一部を改正する等の
法律による改正前の産業競争力強化法等に係

る業務の特例)

第八條の九 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第十二条の業務

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号。次号において「旧生産性特措法」という。)第十八条の業務

三 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十七条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧生産性特措法第二十五条の業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十三条の四第一項中「次条を」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の五 機構は、附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の八」を「第八条の九」に改め、同表第十七条第一項第三号の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第十八条第一項第一号の項中「第六号を」第七号に改め、同表第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第十八条の七及び第八条の九に改め、同表第十九条第一項第三号の項中「第十五条第二項第五号を」第十五条第二項第六号に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の八」を「第八条の九」に改め、同表第二十一条第一項の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の八」を「第八条の九」に改める。

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「並びに同法第三十条」を「同法第三十条第一項の規定による助言並びに同条第二項並びに同法」に改め、同項第十四号中「第三十六条を」第二十一条の五、第三十四条に、「保証を」保証、同法第六十五条の六の規定による助言に改め、同項第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)第二十二條及び第二十五条の規定による協力を行うこと。

第十五条第一項第二十二号中「第三十条及び」を「第三十条第一項の規定による助言並びに同条第二項及び同法」に改め、同項第二十三号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に、並びに同条第三項及び第四項を「及び同条第三項から第五項まで」に改める。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十六号及び第十七号」に改める。

第十八条第一項第一号中「産業競争力強化法」の下に「第六十五条の六に規定する助言、同法」を加え、「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十七号を」第十五条第一項第十六号に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十二條第一項中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

附則第八条の九第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法第二十五条第一項の業務

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

(生産性向上特別措置法の廃止)

第十条 生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定(「事業活動における知的財産権を」場所の定めのない株主総会等)に改める部分に限る。及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十條の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定、第八条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。及び第十條の規定並びに附則第四条から第六條まで、第十二條から第十八條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條、第二十八條、第三十條、第三十二條、第三十三條及び第三十五條の規定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十七条第一項第八号の改正規定、同法第十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の改正規定並びに同法附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項及び第十八条第一項第三号の項の改正規定並びに附則第二十一条の規定及び附則第二十二条の規定(印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三の文書名の欄の改正規定(「第十七号並びに第十八号」を「第十六号並びに第十七号」に改める部分を除く。))に限る。公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第四条中中小企業等経営強化法第二十四条の見出しの改正規定、同条に二項を加える改正規定、第六十三條の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定並びに第五条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二條第五項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定及び同条第四項の次に一項を加える改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社(以下この条において「上場会社」という。)である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)から二年を経過する日までの間において上場会社となつた株式会社(以下「第一号施行日から二年を経過する日(当該日まで)に上場会社でなくなつた株式会社」にあつては、上場会社でなくなつた日)までの間に第一号の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の産業競争力強化法次項において「新産業競法」という)第六十六條第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め(株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。)にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

2 前項の規定によりその定款に新産業競法第六十六條第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社(以下「新産業競法第六十六條第一項に規定する株式会社」という)の取締役(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百九十七條第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主)が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会においては、新産業競法第六十六條第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前にされた第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産業競法」という)第六十六條第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置(旧

産業競法第二条第二項に規定する規制の特例措置をいう。以下この条において同じ。)を講ずる必要があるかどうかの判断がされていないものについての判断の手續(新たな規制の特例措置を講ずることとする場合における当該新たな規制の特例措置の内容の公表を含む)及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第五条 第二号施行日前にされた旧産業競法第七條第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていらないものについての回答(その内容の公表を含む)及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第六条 第二号施行日前にされた旧産業競法第九條第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていらないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産業競法第九條第一項の認定を受けている同項に規定する新事業活動計画(以下この条において「新事業活動計画」という。)及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧産業競法第九條第一項の認定を受けた新事業活動計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、政令等で規定された規制の特例措置並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産業競法第九條第一項の認定を受けている新事業活動計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新事業活動計画に従つて実施される旧産業競法第二条第三項に規定する新事業活動については、旧産業競法第十二條の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第四條の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。)による改正前の中小企業等経営強化法(次条第一項及び附則第九條第一項において「旧中小強法」という)第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係については、第二条の規定による改正後の産業競争力強化法第二百九條の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とみなす。

第八條 この法律の施行の際現に旧中小強法第十四條第一項の承認(旧中小強法第十五條第一項の変更の承認を含む)を受けている旧中小強法第十四條第一項に規定する経営革新計画は、第四條の規定による改正後の中小企業等経営強化法(以下この条及び次条において「新中小強法」という)第十四條第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画とみなす。

2 中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者(新中小強法第二条第五項に規定する特定事業者(以下この項において「特定事業者」という。)に該当するものを除く。)については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者とみなして、新中小強法の経営革新(中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。)に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日(以下この条において「特定日」という。)までに同項に規定する中小企業者がした新中小強法第十四條第一項の承認の申請であつて、特定日においてその承認をすることがどうかの処分がされていらないものについての承認の処分については、なお従前の例による。

4 特定日において現に新中小強法第十四條第一項の承認を受けている同項に規定する経営革新計画(第二項に規定する中小企業者に係るものに限る。)及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に新中小強法第十四條第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新

新計画についての計画の変更の承認及び承認の取消し、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第一号)の特例、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)及び沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第九條 この法律の施行の際現に旧中小強法第十七條第一項の認定(旧中小強法第十八條第一項の変更の認定を含む)を受けている旧中小強法第十七條第一項に規定する経営力向上計画は、新中小強法第十七條第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。

2 新中小強法第二条第二項に規定する中小企業者等(同条第六項に規定する特定事業者等(以下この項において「特定事業者等」という。)に該当するものを除く。)については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者等とみなして、新中小強法の経営力向上(同条第十項に規定する経営力向上をいう。第五項において同じ。)に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日(以下この条において「特定日」という。)までに同項に規定する中小企業者等がした新中小強法第十七條第一項の認定の申請であつて、特定日においてその認定をすることがどうかの処分がされていらないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

4 特定日において現に新中小強法第十七條第一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上計画(第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。)及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法

及び沖縄振興開発金融公庫法の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例、特定許可等に基づく地位の承継等、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

5 特定日において現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上計画(第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。)及び第三項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画に従って行われる経営力向上については、新中小強化法第二十五条第一項の規定は、特定日の翌日以後も、なおその効力を有する。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 令和五年三月三十一日において現に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の承認を受けている者(同法第二条第三項に規定する中小企業者(第五条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。))による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下この条において「新地域経済牽引事業促進法」という。))第二条第四項に規定する特定事業者(以下この条において「特定事業者」という。))に該当するものを除く。に限り、同日の翌日以後も特定事業者とみなして、新地域経済牽引事業促進法第十九条、第二十条、第二十二條、第二十八條及び第二十九条の規定を適用する。

(下請中小企業振興法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の下請中小企業振興法(以下この

条において「旧下請中小企業振興法」という。))第五条第一項の承認(旧下請中小企業振興法第七条第一項の変更の承認を含む。)を受けている旧下請中小企業振興法第五条第一項に規定する振興事業計画は、第七条の規定による改正後の下請中小企業振興法第五条第一項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画とみなす。

(生産性向上特別措置法の廃止に伴う経過措置)第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(以下「旧生産性特措法」という。))第六条第九項の報告書(令和二年度の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関するものに限る。))が国会に提出されていない場合における当該報告書の国会への提出については、なお従前の例による。

第十三条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第九条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置(旧生産性特措法第二条第三項に規定する規制の特例措置をいう。)を講ずることが必要かつ適切であるかどうかの判断がされていらないものについては、第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。))による改正後の産業競争力強化法(第十六条において「新産競法」という。))第六条第一項の規定による求めとみなして、同条の規定を適用する。

第十四条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答については、なお従前の例による。

第十五条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十一条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。この場合において、旧生産性特措法第十一条第四項中「革新的事業活動評価委員会」とある

のは、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正後の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十四条の二に規定する新技術等効果評価委員会」とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けている同項に規定する新技術等実証計画(以下この条において「新技術等実証計画」という。))及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けた新技術等実証計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、主務大臣による情報の提供等、政令等で規定された規制の特例措置、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

この場合において、旧生産性特措法第十三条第三項中「革新的事業活動評価委員会」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正後の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十四条の二に規定する新技術等効果評価委員会」とする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けている新技術等実証計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新技術等実証計画に従つて実施される旧生産性特措法第二条第二項に規定する新技術等実証については、旧生産性特措法第十八条の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

第十六条 新技術等効果評価委員会は、新産競法第十四条の三第一項に規定するもののほか、前条第一項の規定により読み替えて適用する旧生産性特措法第十一条第四項及び前条第二項の規定により読み替えて適用する旧生産性特措法第十三条第三項の規定によりその権限に属せられ

た事項を処理する。

第十七条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第二十二條第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十二条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る旧生産性特措法第二十二條第五項の調査については、旧生産性特措法第二十八條第二項(旧生産性特措法第二十二條第五項の調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び第四項から第六項まで(旧生産性特措法第二十八條第二項に係る部分に限る。))並びに第三十條(旧生産性特措法第二十八條第二項に係る部分に限る。))の規定は、なおその効力を有する。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二條第一項の認定を受けている同項に規定する革新的データ産業活用計画(以下この条において「革新的データ産業活用計画」という。))及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第二十二條第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、国の機関等に対するデータの提供の求め並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に行われる旧生産性特措法第二十三條第一項の変更の認定に係る同条第五項において準用する旧生産性特措法第二十二條第五項の調査について準用する。

5 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二條第一項の認定を受けている革新的データ産業活用計画及び第一項

の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って実施される旧生産性特措法第二号第四項に規定する革新的データ産業活用については、旧生産性特措法第二十五条、第二十八条第一項、第二項(旧生産性特措法第二十六条第一項の確認をするために必要な調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三項及び第四項から第六項まで(旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。)、並びに第三十条(旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。)の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に旧生産性特措法第三十七条第三項の同意(旧生産性特措法第三十八条第一項の変更の同意を含む。)を得た旧生産性特措法第三十七条第一項に規定する導入促進基本計画は、第三項の規定による改正後の中小企業等経営強化法(次項において「新中小強化法」という。)第四十九条第三項の同意を得た同条第一項に規定する導入促進基本計画とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第四十条第一項の認定(旧生産性特措法第四十一条第一項の変更の認定を含む。)を受けている旧生産性特措法第四十条第一項に規定する先端設備等導入計画は、新中小強化法第五十二条第一項の認定を受けた同項に規定する先端設備等導入計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十九条 この法律(附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(小規模企業共済法の一部改正)
第二十一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第二十二条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十七号並びに第十八号」を「第十六号並びに第十七号」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務(同項第六号)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務(同項第三号及び第七号)に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)
第二十三条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(業務の特例)
第四条の二 機構は、当分の間、第五十一条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第

号)附則第十七条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行う。この場合において、第六十三条第一号中「第二項」とあるのは、「第二項並びに附則第四条の二」とする。

(内閣府設置法の一部改正)
第二十四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

新技術等効果評価委員会

産業競争力強化法

附則第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二条の二第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

附則第四条第二項を削る。

(国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一部改正)
第二十五条 国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3 研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十二に規定する業務を行うことができる。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)
第二十六条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第六十三条第二項の項中「第六十三条第二項」を「第六十九條第二項」に改め、同表第六十四條第二項の項中「第六十四條第二項」を「第七十條第二項」に改め、同表第六十四條第七項の項中「第六十四條第七項」を「第七十條第八項」に改め、同表第六十五條第二項の項中「第六十五條第二項」を「第七十一條第二項」に改め、同表第六十六條第二項の項中「第六十六條第二項」を「第七十二條第二項」に改め、同表第七十條第一項の項上欄中「第七十條

五十四の六 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十四条の三第一項に規定する事務
第三十七条第三項の表退職手当審査会の項の次に次のように加える。

第一項を「第七十六條第一項」に改め、同項中欄中「第六十五條」を「第七十一條」第五項を除く。に改め、同項下欄中「第六十五條第二項」を「第七十一條第二項」に改める。

第二十七条 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項中「第二条第六項に規定する組合等」を「第二条第一項第八号及び同条第二項第二号に掲げる者に改め、同条第五項の表第十四條第一項の項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第十四條第二項第五号の項中欄中「組合等」を「特定事業者」に改め、同表第十五條第八号に掲げる者に限る。に改め、同表第十五條第一項の項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第二十二條第一項から第三項までを「第二十二條第二項から第四項まで」に改め、同項中欄中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同表第二十四條第一項第一号及び第三号の項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第七十條第二項の項中欄中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)
第二十八条 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六十三條中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第二十九条 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。 第六十一条第一項中「又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。 第六十三条中「第二条第十六項」を「第二条第二十項」に改める。 (株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正) 第三十条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。 第六十一条中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。 第三十一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。 第五十九条第一項中「又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。 第六十一条中「第二条第十六項」を「第二条第二十項」に改める。 (復興庁設置法の一部改正) 第三十二条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。 附則第三条第一項の表生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)の項を削る。 (国家戦略特別区域法の一部改正) 第三十三条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。 第十九条の二第二項中「第二条第二十四項第二号」を「第二条第二十五項第二号」に改める。 第三十四条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。 第十九条の二第二項中「第二条第二十五項第二号」を「第二条第二十九項第二号」に改める。 (所得税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第三十五条 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。 附則第五十三条及び第七十条中「において、」の下に「同条第一項中「第二条第六項」とあるのは	「第二条第七項」と、「第二条第五項」とあるのは「第二条第六項」と、」を加える。 理由 新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行う者とする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。		
---	--	--	--

令和三年六月十一日印刷

令和三年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U